

理系と法曹。

その交差から

もう1つの道が生まれる

ANOTHER ROAD

This symposium explores the value of an “alternative career” — a frontier path from science to law — and its broader significance for individuals and society.

理系出身者への

法科大学院奨学金
10周年記念シンポジウム

2026.8.22 [土]

@ THE THOUSAND KYOTO 花鳥



公益財団法人 中辻創智社

主 催



公益財団法人 中辻創智社

〒604-0983

京都市中京区麩屋町通夷川上る笹屋町459番地



社会の多様化・複雑化の中で、

多彩なバックグラウンドを持った者が

法科大学院に集まり、

多様な法曹が誕生することは、

かつてないほど期待され、

また、必要とされていると確信しています。

「もう1つの道」は、個々の人生にとって、

また、社会にとって、きつととても大切なもので、

案外素敵な道かもしれません。

Index

目次

代表理事ご挨拶	01
大会長ご挨拶	03
それぞれの視点	07
人材育成選考員名簿	15
会場・マップ	16
プログラム	17

Session⁽⁰¹⁾

ロースクールを創った人、学んだ人、法曹を担う人
法科大学院制度の現状と課題、日本の法曹需要を考える

Keynote Dialogue	
久保利 英明 日比谷パーク法律事務所 代表弁護士	21
宮島 渉 法律事務所フロンティア・ロー代表弁護士	24
Keynote Speech	
中川 丈久 神戸大学法学研究科 教授	27

Session⁽⁰²⁾

切り拓いた人、もう1つの道を歩んだ人
理系出身の法曹がもたらす視点と可能性を考える

Keynote Speech	
菅原 崇 弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所 代表弁護士・所長	37
Invited Talks	
加古 尊溫 弁護士・弁理士・薬剤師 / 加古綜合法律特許事務所 所長	39
伊藤 雅浩 弁護士 / シティライツ法律事務所 パートナー	40
Scholarship Alumni Talks	
西本 慶喜 弁理士・工学修士 / 79 期司法修習生	41
小野 渡 弁護士 / 松田綜合法律事務所	43
館内 謙 弁護士・理学博士 / 松尾綜合法律事務所	45

奨学生OB寄稿

本田 輝人・平井 英次・渡辺 成美・鈴木 啓文・森下 茉彩・齋藤 真司	47
謝辞	53

Greeting

ご挨拶

代表理事 ごあいさつ

私共の財団は、生命科学分野での研究などに長年関わってきた経験を元にして、生物学の若手研究者など、次の世代を担う若者支援を目的として、2015年に設立されました。

十年前に財団の支援対象をどのようにすべきか考えた際に、研究および関連する活動への助成だけでなく、若者の社会における活躍を支援しようと、私共の財団が特色を発揮できる支援対象として、理系出身の法科大学院生にたいする奨学金事業を開始しました。

その目的のひとつは、理系の大学や大学院で学び研鑽を積んだ若者が活躍できるキャリアパスとして、伝統的な科学研究者に加えて、法曹界という重要な領域で、理系の知識や経験を活かす人生に挑戦する若者を支援したいという思いです。

それに加えて、科学技術が多様な分野で急速に発展し、社会で重要な役割を果たすと共に新たな問題を生み出す中で、先端技術を適切に理解できる法曹人の役割と重要性が高まり、理系出身の法曹人の活躍が期待されている筈です。

私共の財団が続けてきた法科大学院奨学金事業が10年の節目を迎える中で、その意義と成果を再認識する機会になることを願っています。



公益財団法人 中辻創智社 代表理事

中辻 憲夫

京都大学名誉教授
理学博士（京都大学）
生命科学研究者

© 日本画「めぐる生命」
（野村はるみ作）より

Greeting

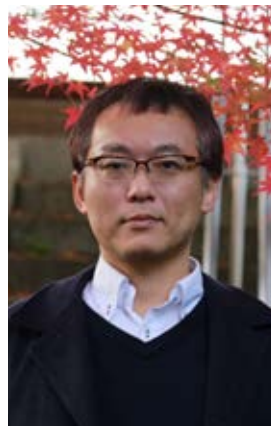
ご挨拶

大会長 ごあいさつ

中辻創智社の 理系出身者法科大学院奨学金制度に 対する想いについて

公益財団法人 中辻創智社 理事・大会長
弁護士 / 弁護士法人創知法律事務所 代表社員

藤本 一郎



公益財団法人中辻創智社の理事をしております、藤本一郎と申します。

私自身は、本業では弁護士を25年間務めており、弁護士法人創知法律事務所の代表社員として、弁護士12名、外国法事務弁護士2名で構成される法律事務所を経営しております。また、過去に京都大学法科大学院、同志社大学法科大学院で教鞭を執ったほか、現在も神戸大学法科大学院で指導しております。来年度から、別の法科大学院で指導する予定もございます。

当財団の「理系出身者法科大学院奨学金」は、10年前の2016年に制度を構築し、2017年度から募集を開始し、今年で10回目の募集を行いました。

奨学金創設まで

まず、この小さな奨学金を、中辻創智社で創設した経緯について、少し説明します。

中辻創智社は、2015年11月13日、社会と次世代を担う若者を支援することを目的とし、中辻憲夫氏の個人資産を原資として設立されました。設立当初、限られた予算と小さな組織で、どのような活動を支援すべきか、様々な検討を重ねました。

当時、新しい法科大学院制度に、思ったほど人が集まっていないこと、特に、当初想定した、法学部卒以外の「幅広い人材」が集まっていないことが社会的な問題となっていました。他方で、理系の学位を修めた方が、その研究を活かす将来の職が狭い分野があり、かといって方向転換をする際に、希望と誇りをもったその後の人生設計が難しい、という点が、我々の実感としてありました。我々は、この双方の問題を解決する一助になると考え、この奨学金制度をスタートさせたのです。かなりニッチな分野ではありますが、我々の限られた予算の中で、理系の学問を修めた方のAnother Roadを励ますことが、この奨学金制度の最大の狙いだったと言っても良いと思います。

また、私個人のことで恐縮ですが、いつか、法科大学院の学生向けの奨学金制度を作りたいと思う出来事がありました。それは、私が京都大学の学生の時、司法制度改革審議会で会長を務めることに決まっていた佐藤幸治先生のゼミ合宿でのちょっとしたエピソードです。

当時学生の私は、法科大学院制度、つまり、法科大学院に通わなければ司法試験を受けられなくなるという制度に反対でした。それは、経済的に厳しい人が、法科大学院に行けず、法曹を目指せなくなるのではないかと、という、いち法曹志願者としての意見でした。

このことをゼミ合宿の飲み会で、佐藤先生にぶつけた記憶があります。正確な佐藤先生のご回答は失念してしまいましたが、その要旨は、「制度は俺が創る、しかし、良い教育制度を創るのに、お金が足りないというのであれば、君が奨学金を作れば良い。何でも俺に頼るな。」という内容であったと記憶しています。

なにぶん、当時の私は、まだ司法試験にも合格していない単なる学生で、奨学金を作るなんて、とんでもない!お金の手当をせずに制度だけ先生が作るのはけしからん!という印象を持ったのは事実ですが、しかし、少し日が経ってから考えますと、確かに、佐藤先生御一人ができることには限界がある、何でも佐藤先生に押しつけてはいけない、と思い直しました。制度というのは、皆集まって、少しずつ、自分の「持ち場」で制度を改善して、初めて成り立つと思います。良い制度ではあるが、問題が沢山あるということは良くあります。私は、佐藤先生からは、40歳近く年が離れていて、当時、自分に将来何ができるかは分からなかったのですが、しかし、もし機会があれば、そういった、法科大学院に通う人のための奨学金制度の支援をしたいとの想いは、抱いていました。

偶然にも、中辻創智社で、そのような制度構築に関わることができ、私は、佐藤幸治先生からの宿題に、何十年かけて、答えを出しつつある気持ちです。

奨学金の中身について

中辻創智社の奨学金は、月額3万円を、司法試験受

験時期まで給付するというものです。

3万円という金額は、正直に言えば、生活を支えるというレベルにまでは届きません。僅かなものです。しかし、例えば、他の奨学金や、ご両親からの支援に、この3万円が加わることで、アルバイトの時間を減らすことができる、本を買う時に躊躇が少なくなる、といった効果があるのではないかと考えました。

また、少額でも、返済不要とすることで、理系出身者への励ましとしては十分成立するという考えもありました。我々がサポートしているという事実、我々の奨学金が得られたという事実が、殆どが法学部卒である法科大学院の中で孤立しがちな理系出身者の勉強に対する励みになるのではないかと考えたのです。

なお、法科大学院生のための奨学金として、より大型のものとしては、千賀法曹育英会の奨学金が著名です。こちらは、月額12万円、年額144万円ですが、12万円中4万円が給付で、8万円が無利息貸与という形式になっているようです。

奨学生の実績について

2026年迄の10回の募集で応募のあった奨学生は、累積108名、採択した奨学生は58名です【表1A】。

108名中58名というのは、高い採択率だと思います。我々は、ごく一部のエリートや、ごく一部の貧困者だけにサポートをしたのではなく、理系出身法科大学院生というニッチな分野の中のマジョリティに対して支援ができたということを意味します。

さて、この58名の中には、今日お話頂いたように、司法試験に既に合格した者もいれば、まだ法科大学院の学生である者もいます。58名中、既に32名が、合計44回司法試験を受験していますが、うち、24名が司法試験に合格しています。つまり、複数回受験している者もいるのですが、人単位でみれば、75%が司法試験に合格していることになります【表1B】。

公表されているデータによりますと、近時の司法試験全体の合格率は、単年度ですと、40%前半、法学未修者の合格率は、20%を割り込んでいます。ただ、人単位で、つまり、累積で見た場合は、近時、全体で

60%程度、法学未修者でも40%程度には達しています。我々中辻創智社の奨学生は、全体的な平均よりは、少し優秀であると言えるかもしれません。

言い換えれば、理系出身者であっても、しっかり頑張れば、頑張るだけの基礎能力がしっかりあれば、司法試験合格は、計算可能であるということかと思えます。

合格後の就職ですが、少なくとも、中辻創智社の奨学生で就職に困ったという人は聞いたことがありません。

【表1A】中辻創智社の奨学生採用実績

年度	応募数(人)	採択数(人)
2017	10	5
2018	3	2
2019	15	8
2020	7	3
2021	8	5
2022	13	8
2023	8	3
2024	16	11
2025	20	9
2026	8	4
合計	108	58 ^(a)

(a) 採択率 (58/108) = 53.7%

【表1B】中辻創智社の司法試験受験実績

年度	受験者数(人)	司法試験合格者数(人)	合格率(%)
2017	0	0	-
2018	1	1	100
2019	2	2	100
2020	3	1	33
2021	4	2	50
2022	10	7	70
2023	8	4	50
2024	7	1	14
2025	9	6	67
2026	N.D.	N.D.	-
合計	44	24 ^(a)	55 ^(b)

(a) 人単位では受験者数32名に対する合格者数24名の合格率は75%
(b) 延べ受験回数44回に対する合格回数24回の合格率は55%

奨学生アンケートについて

奨学生・奨学生OBに今回のシンポに先立ち、アンケートをとりました。

2025年迄に採択した54名いる奨学生・奨学生OBに対して、回答数は18と、やや少ないですが、いくつか気になる結果となった部分を紹介します。

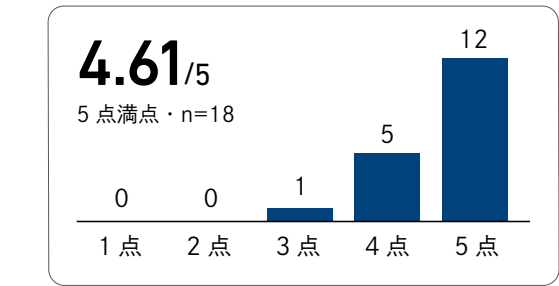
まず、法科大学院で学んだことは、18人中17人が肯定的評価をしていて、5点満点で平均すると4.61点となりました【図1A】。

また、自分の理系出身というバックグラウンドは、法科大学院で生きていると回答した人は少数でしたが、法曹になった後は、8名中7名が活かしているという回答で、活かしていないという人は1名だけでした【図1B】。

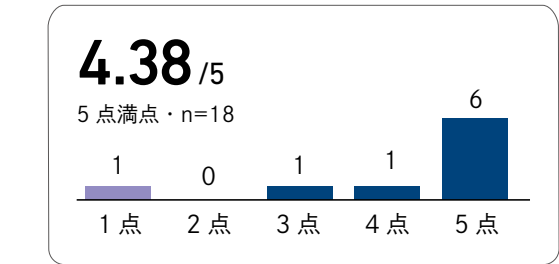
法曹になった8名のうち、6名が、法曹になる前のキャリアプランよりも、経済的にも有利であると回答しています【図1C】。

つまり、全体的に見れば、理系出身者は、法曹の中では少数であるが故に、そのバックグラウンドを活かして、活躍しやすく、経済的にも報われるということが、ある程度明らかになっていると感じます。

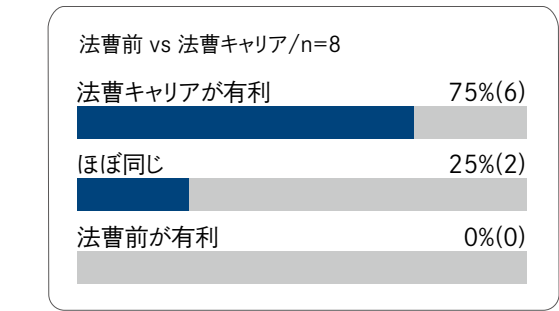
【図1A】法科大学院で学んだことは良かったか



【図1B】理系バックグラウンドを活かしているか



【図1C】経済面でどちらが有利か

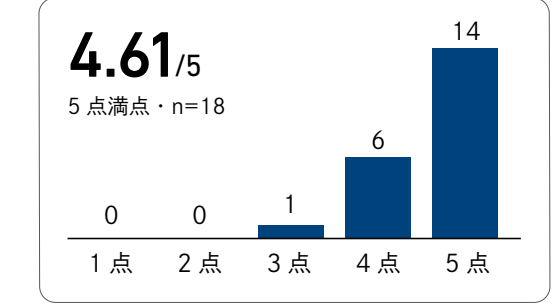


奨学生からみた、中辻創智社の奨学金の評価についても、少し触れておきたいと思います。

18名中、5点満点が14名、4点が4名ということで、平均4.78点という高い評価になりました。もっとも、これは支援を受けている立場からの評価ですから、割り引いて考える必要はあるかもしれません。

何故、中辻創智社の奨学金を受給したのか、その動機について聞いてみたところ、18名中、「経済的な足しが欲しかった」が14名ではありますが、より大きなところとして、16名が「理系出身者同士の繋がりを持ちたかった」を選んでいます。また、7名が「中辻創智社の理事や選考委員との繋がりを持ちたかった」を選んでいます。

【図2A】中辻創智社奨学金制度の評価



【図2B】

理系出身者同士の繋がりを持ちたかった	16 (88.9%)
経済的な足しが欲しかった	14 (77.8%)
中辻創智社の理事や選考委員との繋がりを持ちたかった	7 (38.9%)
金銭的不安の解消と、勉強に集中できる環境	2 (11.1%)
面接で京都に行ける楽しみ	2 (11.1%)
奨学生であることが一種の「資格」になる	1 (5.6%)
将来の就職活動等のリハーサル	1 (5.6%)

結びに代えて

奨学金というものは、勿論経済的な支援ですから、経済的に苦しい方を支えるということを目的とするのですが、冒頭も述べたとおり、それに留まらず、奨学金という制度を通じて、人々を励ますという面もあると思います。人が努力をする際に、この努力が正しい努力なのか、悩むことは少なくありません。沢山ある道の中で、自分が歩んでいる道が正しいのか、迷うことはあります。特に、今まで理系の学問を修めていた方が、文系の、特に最難関とも言われる司法試験を目指そうとするのですから、五里霧中、果たしてこの先にゴールがあるのかどうか、疑問を持ちながら進む人も、少ないと思います。

私達の奨学金は、そういった理系出身者の、いわば「たいまつ」となって、Another Roadを照らす役割を果たすことができているのではないかと。月額3万円というのは、決して高額ではないけれども、あなたのチャレンジは正しいのだ、自信を持って歩んで!というサポートになるのではないかと。その奨学金が得られたからこそ、自信を持った勉強ができ、必ずしも低い採択率ではないこの奨学金制度の中でも、迷わず合格でき、結果的に高い合格率が生じたのではないかと。そうに感じます。

今回のシンポでは、制度設計や運営に携わった方々の思いを示した上で、6名の理系出身者の法曹としての活躍ぶりを伺うことができました。また、うち3名の中辻創智社の奨学生が、立派に活躍する姿を目に焼き付けました。私達が行ってきた、理系出身者法科大学院奨学金は、いま、法学部卒の法曹に偏っている我が国にて、確かに、法曹の多様性の確保と、理系出身者のチャレンジに、極めて重要な「たいまつ」として輝いていると感じます。

私達、中辻創智社は、今後も、限られた予算と組織の中で、小さくても明るく輝き続ける「たいまつ」のような役割を果たしながら、社会と次世代を担う若者を支援していくつもりです。どうか、中辻創智社と、その活動、そして、理系出身者法科大学院奨学金という制度に、今後も関心を持って頂き、サポートをして頂けますと幸いです。本日は、ありがとうございました。

Perspectives

それぞれの視点

Another Roadの10年 ～応募者の広がりと奨学生の声～

細川 美穂子 公益財団法人中辻創智社／業務執行理事・事務局長（医学博士）

I. 本奨学金の10年間

公益財団法人中辻創智社の「理系出身者への法科大学院奨学金」は、2026年6月に10回目の募集と選考を終えました。この10年間で108名の応募があり、58名を採択しました。事業の立ち上げ当初は、対象となり得る層が限られていることから、どれほどの応募があるか見通せないこともありましたが、10年を経て、大きな

手応えを感じています。

本奨学金は、理系の学問的背景を持つ法科大学院生を対象としていることに大きな特徴があります。応募者の専門分野は、理学と工学を中心に（図1A）、医学・歯学、保健・医療、情報学、生命科学、薬学、農学・水産学、心理学に及び、10年間を通じて幅広い分野から応募がありました（図1B）。

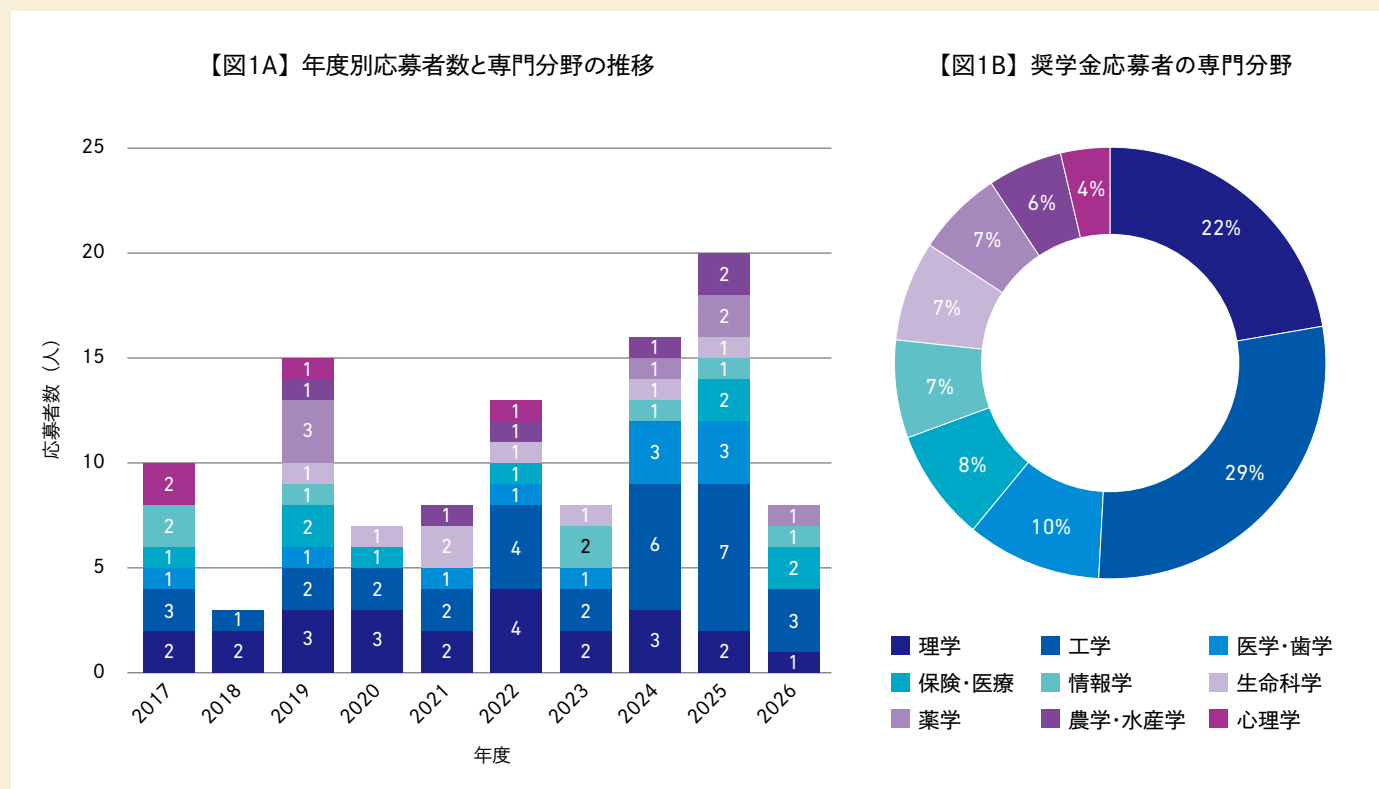


図1 本奨学金応募者の理系専門分野まとめ

理学、工学系が約半数を占め、10年間一貫して出願があります。医学・歯学、薬学、保健・医療を合わせると4人に1人を占めます。情報系、生命科学系、宇宙関連なども複数年度に渡り、継続的に応募があります。なお、情報関連の複合分野の一部は、主たる専門内容に基づき「工学」に分類しています。

本奨学金応募者のもう一つの特徴として、社会人経験者が64名、全体の59.3%を占めることが挙げられます（図2A）。年度によって多少のばらつきはあるものの、本奨学金の募集開始当初から、社会人経験者が主要な応募者層となっています。全国の法科大学院入学者とは対象や集計方法が異なるため単純には比較できませんが、文部科学省が公開する資料によれば、2025年度の法科大学院入学者数に占める社会人経験者の割合は、既修コースで10.5%、未修コースで26.0%であり、本奨学金の応

募者ではこれを上回っています。このことは、理系から法曹への道が、大学・大学院卒業時の進路選択に限らず、専門性や経験を培った後のキャリア転換として選ばれていることを示唆しています。

社会人経験者の割合には、専門分野による違いも見られます。医学・歯学および薬学では応募者全員に社会人経験があり、保健・医療では66.7%、情報学では62.5%を占めています（図2B）。

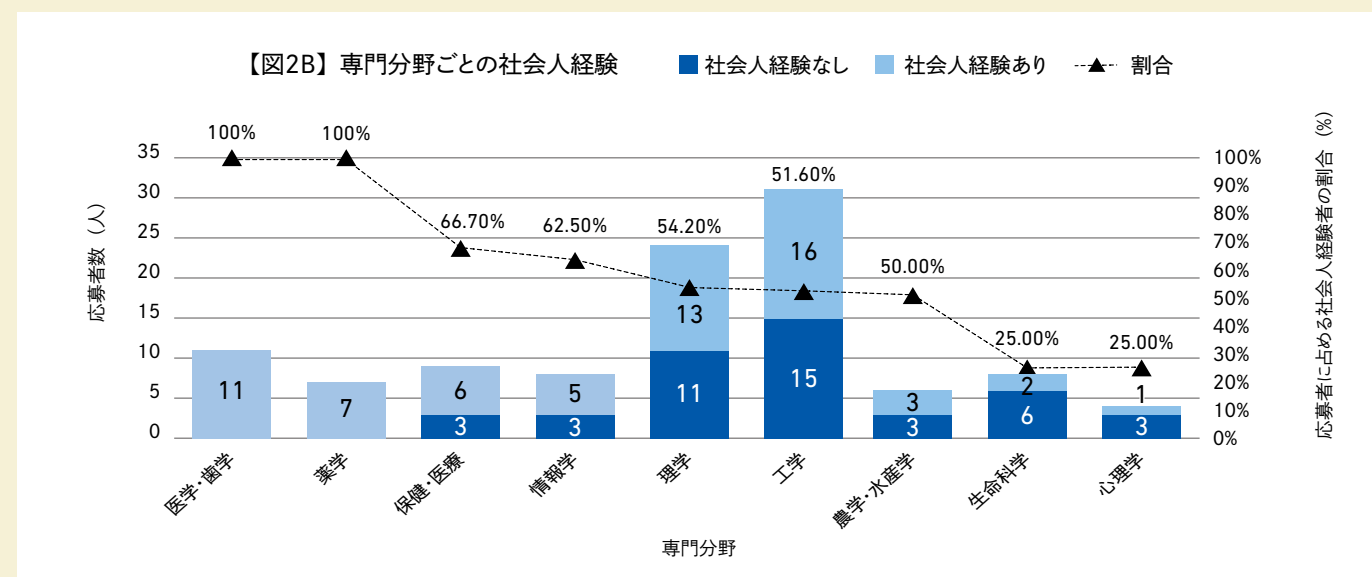
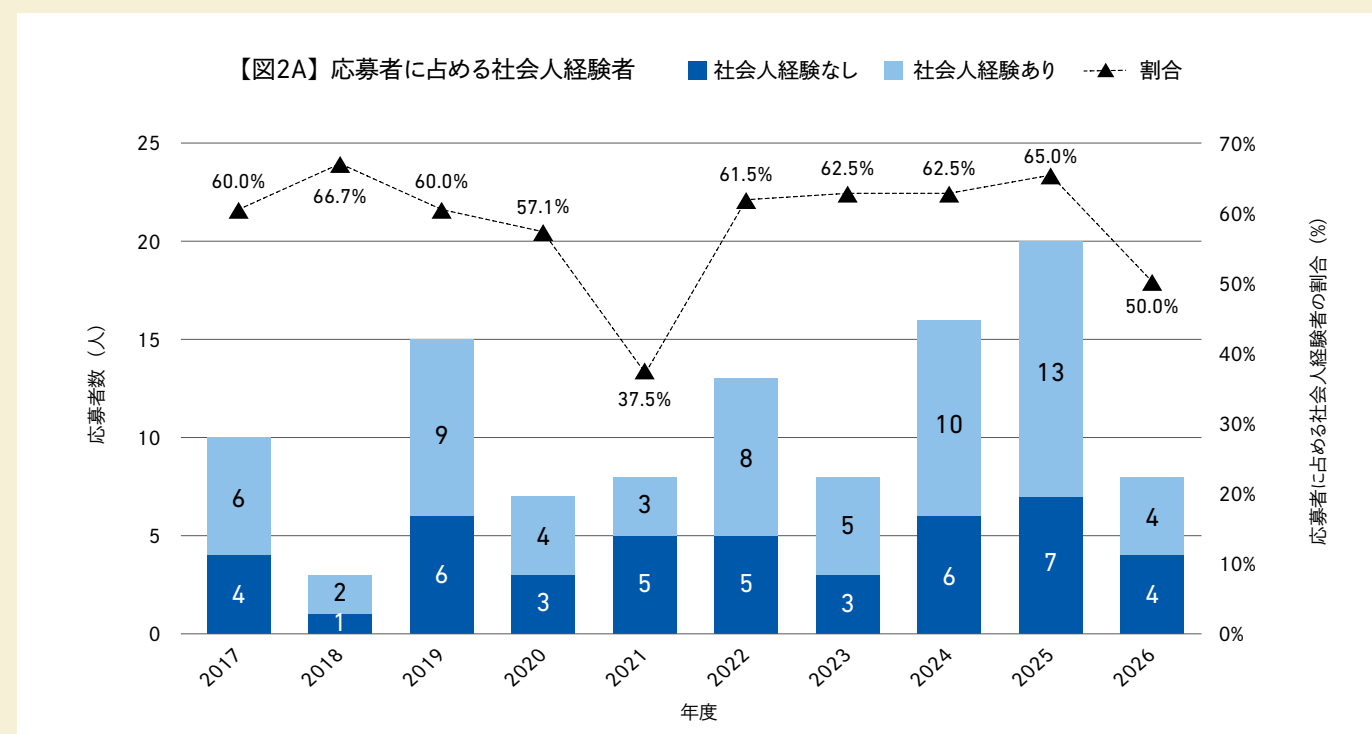


図2 社会人経験者からの応募まとめ

本奨学金では社会人経験者が主要な応募者層となっています。また、社会人経験者の割合には、専門分野による違いも見られます。

なお、採択者58名における理系専門分野の構成（図3A）と社会人経験の有無（図3B）は、いずれも応募者全体の傾向と概ね一致しています。また、採択者58名が法科大学院入学前に取得した理系分野の最高学位は、学 士34名（58.6%）、修 士20名（34.5%）、博 士 4 名（6.9%）でした（図3C）。専門分野における大学院教育や研究を経験している奨学生も少なくありません。

奨学生に採択した58名のうち、残念ながらさまざまな事情により5名が法科大学院を退学しました。退学者を除く奨学生のうち、2026年7月時点で、法科大学院修了者が32名、在学生在が21名となります。修了者32名のうち、2025年までに24名が司法試験に合格しています。修了者に占める合格者の割合は75.0%、延べ44回の受験回数に対する合格回数は24回、54.5%となっています。

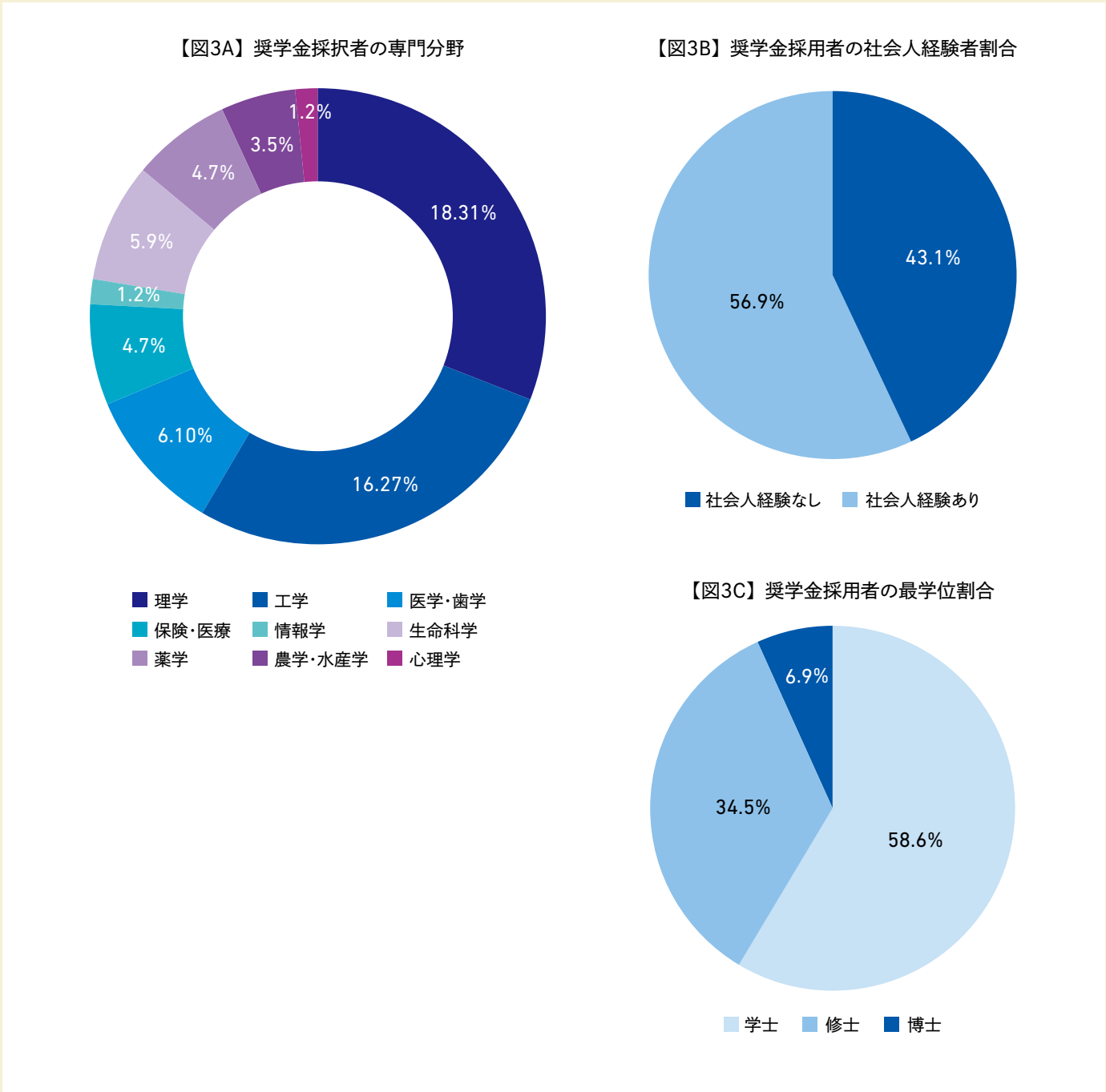


図3 採択者の属性まとめ

採択者の専門分野の構成、社会人経験者割合は応募者全体の傾向と概ね一致します。また、採択者の41.4%が専門分野における大学院教育や研究を経験しています。なお、情報関連の複合分野の一部は、主たる専門内容に基づき「工学」に分類しています。

II. 奨学生アンケート

では、理系から法曹への道を実際に歩んだ奨学生自身は、その選択と経験をどのように捉えているのでしょうか。本シンポジウムに先立ち、2025年までに採択された54名の奨学生を対象としてアンケートを実施しました。回答者は18名で、現在の立場は弁護士6名、法科大学院生9名、司法修習生3名でした。なお、回答者の理系分野の最高学位および専門分野に極端な偏りはなく、概ね採択者全体の幅広い属性を反映していました。

＜理系から法科大学院へ＞

理系の学問を修得した後に、法曹を目指そうと思った契機として83.3%が「法曹という職業への魅力」を挙げました（図4）。法曹という職業そのものへの魅力を基礎として、将来への不安、働き方への関心、新しい分野への挑戦など、複数の動機が重なって法曹を志すに至ったことがうかがわれます。一方、少数ではあるものの、科学の発展への貢献、研究と社会実装の橋渡し、法制度を担う理系人材の不足といった問題意識から法曹を志した回答もありました。

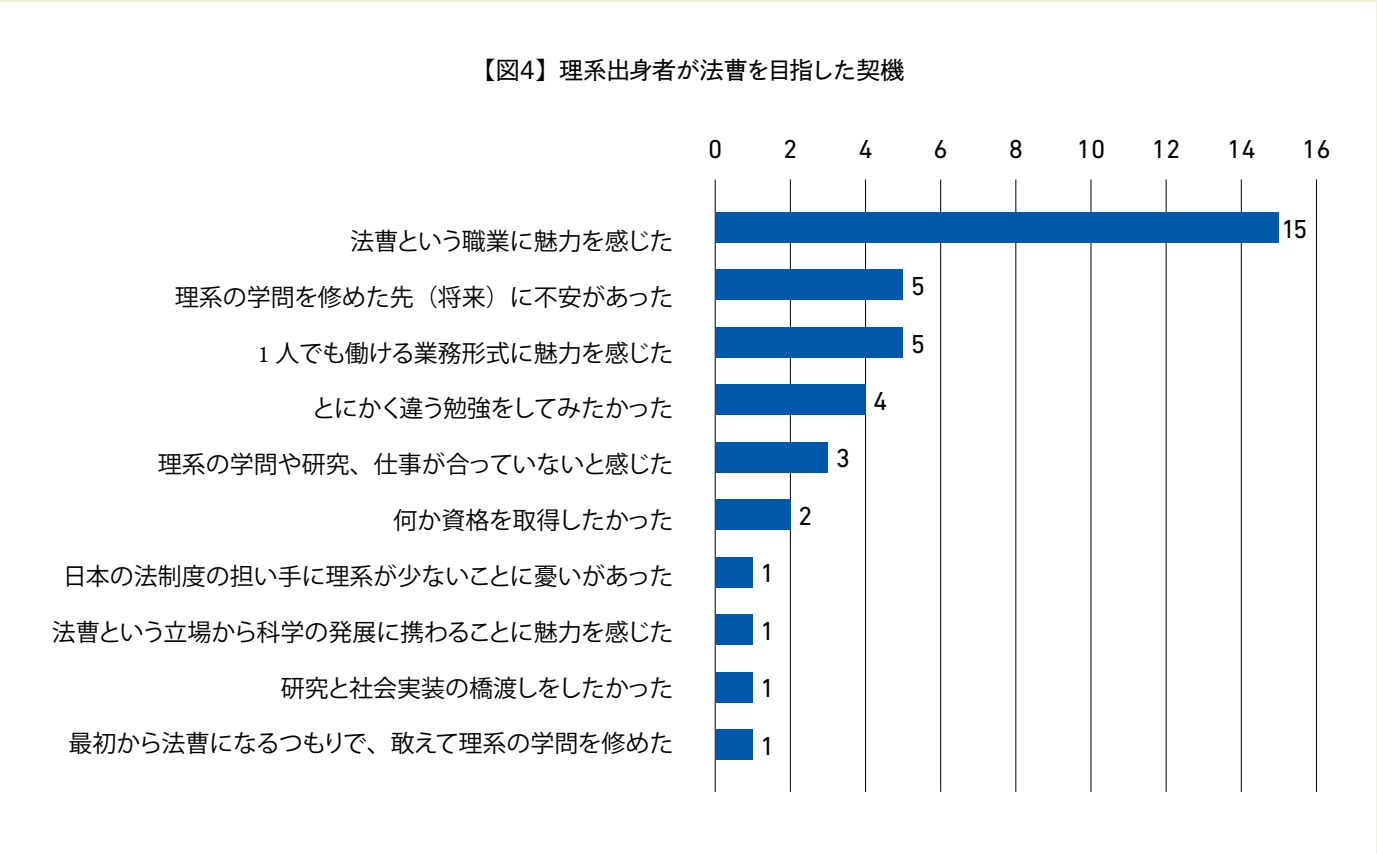


図4 理系出身者が法曹を目指した契機

本設問は18名による複数回答です。

＜法科大学院で学んで ～得られたものと直面した困難～＞

法科大学院で学び得られたものとして、法的思考や法律知識に加え、教員との対話、同じ目標を持つ仲間、多様な背景を持つ人との交流が繰り返し述べられました。具体的には次のような声が寄せられています（Box1）。

一方、純粋未修者として法学を一から学ぶ負担、既修者との知識量の差、仕事や家庭との両立など、理系から法学へ移る際の困難も率直に語られました（Box2）。

【Box1】

教授に質問し、不明点の理解を深めることができる環境があること。
様々なバックグラウンド・志を有する学友とともに、法律分野を横断的に学習できること。
司法試験の先の実務まで見据えた学びを経験した上で、自分の志す法曹を構築できるのは、予備校にはない法科大学院ならではの利点だと強く感じます。
これまでの交友関係が理系に偏っていたため、文系の友人が増えて視野が広がった。
何より、共に学ぶ仲間ができたことです。また、私は未修で入学したのですが、法学部以外の出身者や社会人経験者等、様々なバックグラウンドを持つ人と交流できたのも得難き経験となりました。
法律関係を緻密に分析する力、主要事実や証拠構造を捉える力、論証力、立場を変えて攻防方法を考える力、粘り強さ等が養われ、実務においても役立っています。
法学という学問に触れ、見識が広がった。

＜理系的思考と法学的思考＞

理系出身者からみて、法科大学院・法曹の仕組みや特徴に、理系分野との類似性や既視感を覚えることがあります。他方で、奨学生からは折々、理系分野の自然科学的な思考と、法学的思考の間に、考え方やロジックの違いを感じるという声が寄せられます。共通点・類似性や、違いを感じる点について聞きました。

「共通点を感じたことはない」という回答も2件ありましたが、多くの共通点や類似点が寄せられました（Box3）。

理系的思考と法学的思考で異なると感じる点については、示唆に富む記述が多かったため、少し長くなりますが、生の声を共有いたします（Box4、次ページ）。

【Box2】

法科大学院は9割以上が法学部出身もしくは学部時代から予備校に通っている学生のため、純粋未修として入学した自分との蓄積してきた勉強量が異なることに、比較しては焦りを感じてしまうので、その点は辛いなと思っています。
法学部生が4年間で学ぶ内容をL1の1年間で学んだうえで、L2では既修生と肩を並べて応用的な知見を学ぶことには苦労が絶えませんでした。当然、予習復習に莫大な時間を要し、それでも理解できない内容に頭を悩ませる日々は、決して楽なものではありませんでした。
司法試験に直結しない部分については面白さはあるものの、司法試験の学習をしたい気持ちもあるため辛さもあります。
金銭的負担、出口戦略（卒業後司法試験合格不合格に限らず就職等）
既に就職し長年勤務を継続した後だったので、これまでの生活と全く異なる生活に戸惑いや勉強を続けることの辛さを感じることもあった。
仕事と家庭との両立が大変でした。
論点の暗記という壁。暗記と理解の折り合い。

【Box3】

検討事項を絞って深掘りしていく点については類似性を感じました。
法律の世界の論理は、理系的思考と相性がよいように思います。
工学も法学も人々の生活に目を向け、支える学問であること。
常に新規事案・新規分野に挑み続ける（挑み続けなければならない）点です。
工学で扱う物理は、僅かな数の物理法則と、道具としての数学を用いて、自然現象を記述し、未来を予測するという学問でした。法科大学院で学修する法学は、社会規範の結晶である条文や判例法理を出発点として、論理則や価値判断を駆使して、社会的紛争に対して一定の解決を与えるというものだと感じており、頭の使い方として一定の類似性があるように感じました。
科学論文を書くのに慣れている方であれば、司法試験という視点からみると、思考過程は真逆でむしろ足かせとなり合格しづらくなってしまうと思う。法曹になってからは、リサーチや論理の組み立てなど、多角的・網羅的な視点が活かせ、実務に出てから威力を発揮できると思う。

【Box4】

理系分野であれば、先行研究から導かれる問題意識の下で、自らの仮説に基づき手を動かして実験をした上で、その仮説通りの結果が出たのか否か、その理由は何か、検証する思考プロセスを踏みます。一方で、法律学習においては、提起した問題に対して既存の学説・判例を適用することで解決を図り、自説の提起と検証というプロセスに乏しいと感じます。

もちろん、1つ1つの事案に個性があるため、先例をそのまま踏襲することはありません。それでも、最高裁判例という絶対的な権威を無視することは不可能であり、考え方の枠組みの柔軟性は理系分野よりどうしても劣ってしまうと思います。

ただし、両者の思考は決して別個独立でなく、問題提起から始まる思考方法の癖は法律学習においても大いに役立っています。また、理系分野での学習・研究では、レポート・研究報告・卒論など、相手方に伝えることを意識した文章を書く機会も多いため、その経験は法律学習、特に事例問題の答案を作成する際に大いに役立っています。

・理系分野の研究は未知のものを明らかにすることが中心となるが、法学は、人間が作った既知のものを研究している点で、根本的な違いを感じる。法学の勉強を始めた当初は、法の解釈は法の成立時点において必ず存在したはずの立法者の解釈が神様であるはずなのに、なぜ他の解釈を考えることが「研究」になるのだろう、と疑問を感じていた。今では、法学の研究とは、既存の法に時代の変化、人々の価値観の変化、新たな知見等を反映し、より良い法を作っていくための批判や提案を行うものであると理解している。

・理系分野では自然科学の原理や目の前で起きている現象、データといった数値化できる明確な「正しさ」が存在するが、法学分野では、数値化できない人の権利・利益、公益を考慮する点で、「正しさ」が分かりにくいと感じる。特に、刑事訴訟法の捜手法法の適法性の検討では、問題を解く際に比較衡量の結論を迷うことが多い。違法な捜査なのに証拠能力は否定されないケースもあり、「正しさ」の一貫性がない点に疑問を感じながら勉強している。

特に法律実務に就いてからは、「正しさ」を人（裁判官、依頼者）が決めることへの慣れが必要でした。普段から、あくまで自分は人を相手にしているのだという気持ちを忘れないようにしています。

裁判では結局のところ裁判官の自由心証によるため、わかりやすい説明する力がより重要かと感じました。

少なくとも実務における法律は、横の広さの視点が重要で、いかに利益衡量にのせる要素を考えられるかが重要だと思う。自然科学分野は縦にロジックが深くつながっているイメージがある。このことは、法律は、全く別の分野のものをとびとびに勉強しても理解が深まっていくのに対し、自然科学は理解すべき分野やロジックの順序を間違えると先に進めなくなるという点に表れていると感じる。

医療に比べ、法律のほうがやはり柔軟な答え、結論があるという点に違いを感じます

自然科学的思考と法学的思考の違いについて、学修の初めは大きな差があるのではと感じていたが、理系の研究も100%と言い切れるものはほとんどなく、合理的な疑いを容れない程度に実験を繰り返していく様が、法学的なそれと重なると後になって感じる。

分野によっては、データや事実の扱い方、見方が他の弁護士より詳細に分析できると感じております。

論理的な厳密さについて、数学と違って「社会通念」が用いられたり、法文に解釈の余地が出たりなどで違いはありますが、論理的に矛盾を許さない点においては同じなので、言語と数学の表現の違いはあれど学習のやり方は共通するところがあり、理系出身者は法律の学習においても特別苦勞することはないと感じました。数学が得意な者は国語も得意だということかと思います。

医療過誤の判例を読んでいると、過失や因果関係に着目して法的に検討するということに難しさを感じます。先入観で「こうすれば良い」・「自分だったらこう対応する」、と現在の高度な医療水準の視点で考えるのではなく、その事案の医療水準に照らして過失や因果関係を検討するということの必要性を意識するようにしています。

論証の過程に頻出する価値判断が何かよくわかっていません。「論理」とか「客観的」という言葉が、多義的に使われているように思います。論証と証明の違いもまだ会得していないです。総じて、自然言語を用いて厳密な議論をすることの難しさ、その厳密さをどのように評価し担保するかの難しさに直面し戸惑っているのだと思います。

法律学習・法学的思考には絶対的な答えがないので、ある程度のところで割り切る

法律の世界では、万人に対して説得力をもつ説明を提示することが大切ですが、自然科学の分野では、統計的に有意差が出た事項であって、かつ、一般の考えからすると驚きをもって受け止められるような結果が出た方が、学術研究として評価されるように思います。

理系分野の学習では判断主体を特に意識したことがなかったのに対し、法律学習においては判断主体が往々にして重要性を帯びる点。

アンケートに寄せられた声からは、理系から法曹への道が、単に一つの専門分野から別の専門分野へ移るものではなく、自然科学と法学の違いに向き合いながら、これまで培ってきた思考や経験を、新たな学びのなかで捉え直していく過程でもあることが伝わってきます。その契機も、道のりも、理系のバックグラウンドとの向き合い方も、一人ひとり異なります。

本奨学金は、この10年間、多様な「Another Road」の歩みを支援してきました。これまでの奨学生の皆さんの歩みは、これから理系分野から法曹を目指す人にとって、道が確かに存在することを示す大切な証です。中辻創智社の奨学金が、これからもAnother Roadを歩む法科大学院生を支え、その多様な歩みが、社会に新たな視点と可能性をもたらすものであることを願っています。

Scholarship Selection Committee

人材育成選考委員

2017年度 理系出身者への法科大学院奨学金募集スタート

選考委員：中辻 憲夫、藤本 一郎、細川 美穂子

2020年度 人材育成選考委員会発足

大瀬戸 豪志（京都弁護士会ご推薦 御池総合法律事務所 弁護士、2020-2021）

川端 伸也（京都弁護士会ご推薦 京都みらい法律事務所 弁護士、2022-2023）

古家野 彰平（京都弁護士会ご推薦 古家野法律事務所 弁護士、2024-）

堀田 克明（大阪弁護士会ご推薦 色川法律事務所 弁護士、2020-2024）

植木 和彦（大阪弁護士会ご推薦 泉佐野法律事務所 弁護士、2023-）

矢根 俊治（大阪弁護士会ご推薦 かがやき総合法律事務所・
KAGAYAKI TNY LEGAL (VIETNAM) 弁護士、2025-）

水町 衣里（大阪大学社会技術共創研究センター准教授・農学博士、2023-）

加納 圭（評議員、滋賀大学教育学部教授・生命科学博士、2020-2022）

中辻 憲夫（代表理事・理学博士、2020-2023、2025-）

藤本 一郎（理事、創知法律事務所 代表弁護士 2020-2024、2026-）

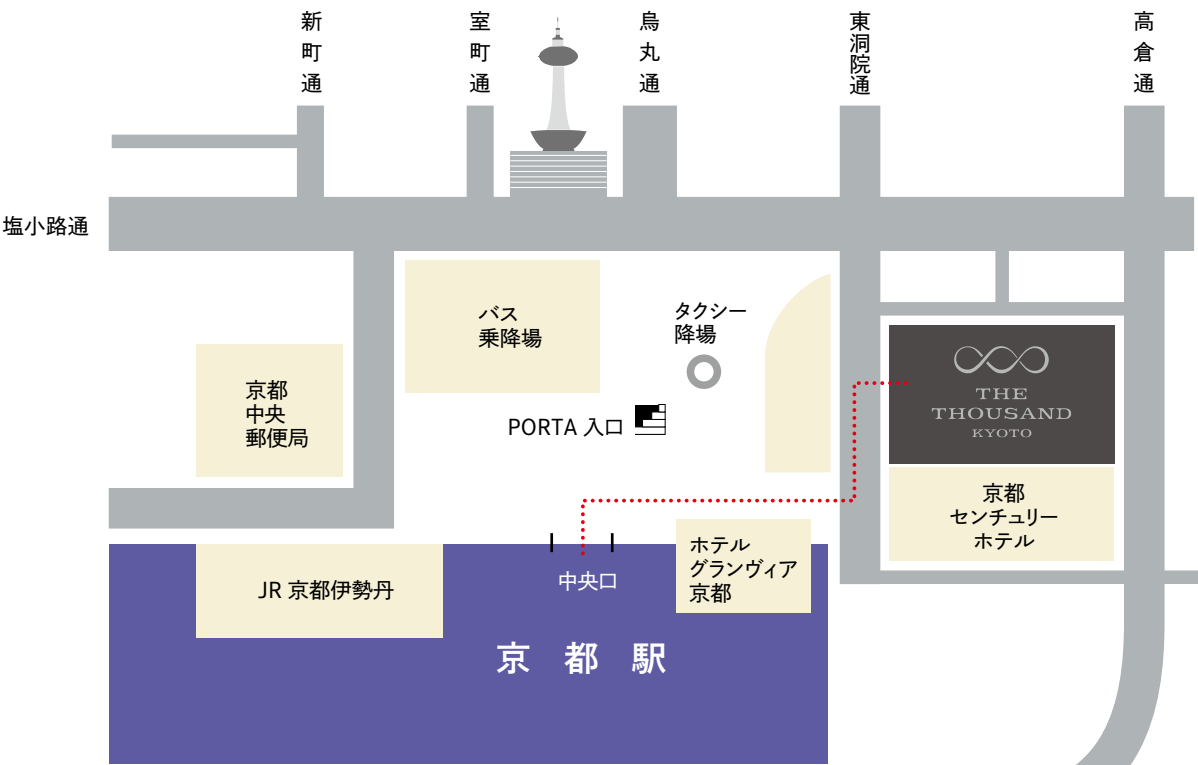
細川 美穂子（業務執行理事・医学博士、2020-2023、2025-）

Venue

会場



ザ・サウザンド京都 花鳥
〒600-8216 京都府京都市下京区東塩小路町 570 番



Program

プログラム

Opening remarks

13:00 ~ 13:05

Session⁽⁰¹⁾

13:05 ~ 14:15

ロースクールを創った人、学んだ人、法曹を担う人

法科大学院制度の現状と課題、日本の法曹需要を考える

Keynote Dialogue

久保利 英明 日比谷パーク法律事務所 代表弁護士

宮島 渉 法律事務所フロンティア・ロー代表弁護士

Keynote Speech

中川 丈久 神戸大学法学研究科 教授

Coffee Break

14:15 ~ 14:35

Session⁽⁰²⁾

14:35 ~ 16:40

切り拓いた人、もう1つの道を歩んだ人

理系出身の法曹がもたらす視点と可能性を考える

Keynote Speech

菅原 崇 弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所 代表弁護士・所長

Invited Talks

加古 尊温 弁護士・弁理士・薬剤師 / 加古綜合法律特許事務所 所長

伊藤 雅浩 弁護士 / シティライツ法律事務所パートナー

Short Breaks

15:50 ~ 16:00

Scholarship Alumni Talks

西本 慶喜 弁理士・工学修士 / 79 期司法修習生

小野 渡 弁護士 / 松田綜合法律事務所

舘内 謙 弁護士・理学博士 / 松尾綜合法律事務所

Closing remarks

16:40 ~ 17:00

Reception

17:00 ~ 20:00

Session⁽⁰¹⁾

ロースクールを
創った人、
学んだ人、
法曹を担う人

法科大学院制度の現状と課題、
日本の法曹需要を考える

ロースクールを創った人

久保利 英明 日比谷パーク法律事務所 代表弁護士



法学部の上に法科大学院を創った人は大勢いらっしゃるでしょうが、法科大学院大学そのものを立ち上げた人は、多くはいないでしょう。

私が第二東京弁護士会会長として唱道した大宮法科大学院大学を創った経緯からお話いたします。

I. 司法制度改革審議会での ロースクール議論と結論

司法制度改革審議会での法科大学院論議は、プロフェッショナルスクールとしての米国型ロースクールモデルの検討・紹介からスタートした。

審議会委員の石井鐵工所石井宏治社長はマサチューセッツ工科大学のMBA資格保持者であるが、米国に於ける専門職教育を参考に実務家教員による実務教育システムを法律家教育にも採用することを念頭にロースクールを推奨した。

一方、旧来の法学部を擁する大学では法曹養成機関として法理論と実務の架橋よりも法学部教育と経営の維持が関心事となっていたのではないかと推測された。

しかし、最終的には中坊公平委員の発言を通じて強力に展開された日弁連の意見やユーザー代表委員の意見が文科省の提唱する専門職大学院構想とセットとなつて、日本型法科大学院としてまとめられたと言える。

II. 2001年度に私の体験した 日弁連と二弁の取組み

日弁連は久保井一匡会長が2年目に入り、2001年4月、私（当時二弁会長）は、日弁連副会長に就任すると同

時に法曹養成とくに法科大学院担当となり、①カリキュラム、②教員養成、③制度検討の作業とりまとめなどを担当した。

改革審の事務局長は大学同期で同期合格の樋渡利秋氏（後に検事総長）だったが、「この国のかたち」を今変え、行政主導の事前規制でがんじがらめの国を、法の支配する事後規制の国にしなければ、イノベーションもグローバル化も達成できず、この国は三等国になるという危機感が審議会委員とそれを補佐する人々を突き動かしていたことは間違いない。

2001年6月12日に司法制度改革審議会の意見書が提出され、佐藤幸治会長、井上正仁委員が最も力を入れていた法科大学院について、設置の方向性が確定した。法科大学院の開設は2004年4月と定められ、学生募集時期を考えるとあと2年で設置認可にこぎ着けなければならぬ。

8月には意見書の実現に向けて、内閣官房司法改革推進準備室が設置され、司法制度改革推進法案の策定作業が進み始めた。

11月には法案が可決され、準備室長を務めていた樋渡氏に代わって司法改革推進本部事務局長に大学同期の山崎潮法務省民事局長（その後、千葉地裁所長に転出されたが、同地で逝去）が就任した。

法科大学院については、文科省で中教審法科大学院部会で設置基準の大綱をはじめ、教育方法、教員組織、学生支援制度などを討議した。日弁連では法科大学院設立・運営協カセンターがこれらのテーマを含めて提言を発表した。

司法研修所は裁判官養成と修習生教育と二つの役割を担っているが、本業は裁判官養成だ。法曹の大半を占

める弁護士教育は法科大学院が担当するしかないとのコンセンサスができあがった。

III. 大宮フロンティアロースクールの 誕生の苦闘

ロースクールは「弁護士が弁護士を作る教育機関」と理解して法科大学院構想に賛同した私は、弁護士会が学校法人と連携して設立する法科大学院こそが本来の趣旨にかなうものと信じた。私は「だから二弁はロースクールを創る」と大論陣を張り、前橋で群馬専門学校を経営していた二弁の那須弘平弁護士（後に最高裁判事）に協力を求めた。

群馬法律専門学校を活用して二弁ロースクールを開設できないだろうかと考えた私は二弁会長として懸命に努力し、文科省とも折衝し、前橋市や群馬県庁にもアプローチを試みた。

しかし、文科省は、ロースクールは大学院設置認可対象なので、専門学校では要件を充足しないとの結論であった。

文科省の壁は高く、崩れそうもない。結局、那須先生にお詫びし、二弁は埼玉県の学校法人佐藤栄学園と提携して、大宮法科大学院大学を設置することになった。

私は、二弁に新しく設置された「二弁法科大学院支援委員会」委員長に就任した。弁護士会が教学面で主導できる法科大学院が絶対に必要だとの思いを捨て去ることが出来ずに、二弁が支援する法科大学院の開設のため飛び回った。

ロースクール設置に命をかけている宮澤節夫先生のお力添えも得て、法曹の多様性を確保するために有益と考えられる多様な大学を訪ねまわった。その結果、巡り会ったのが埼玉の佐藤栄学園であった。理事長の佐藤栄太郎先生は法曹を養成する法科大学院の価値を認められ、自ら設置に向けて土地や建物の手当を終えられていたが、教員確保と全く新しい法科大学院での教育方法に一抹の不安をお持ちであった。二弁が教育と教員確保に全面的に協力するので教学面はお任せ下さいと伝えすると、「是非一緒にやりましょう」と設置に向けて全速力で

進めることとなった。

2002年9月24日、二弁と佐藤栄学園との提携協定書が無事締結された。

大宮法科大学院大学の認可取得

2003年11月27日、文科省から認可が下りた。この日、「大宮法科大学院大学」という日本でただ一つ、大学名に法科大学院の名称の入った法科大学院大学として河村文科大臣から佐藤理事長が全法科大学院68校を代表して認可証の交付を受けた。河村大臣は自民党文教族の有力議員で、影になり日向になって助けていただいただけに、この場面をTVニュースで見た私の思いは感無量だった。

実務家教員の充実

学識・経験ともに申し分のない二弁会員から教員就任の申し込みが続々となされ、大宮ロースクールでは実務家教員が教員の過半数を占めた。

大宮ローは、かくして、「弁護士が弁護士を作る」日本唯一のロースクールになった。

研究者教員の獲得

認可に向けてすべてが順詞に進んでいると思われた、2003年8月、事前審査で文科省から疑義が呈された。大宮ローでは、練達の弁護士教員が民法を担当するつもりでいたのに、文科省は基本科目である民法の専任教員は研究者でかつ博士号を保有することが原則という。これでは、弁護士が弁護士を作る「専門職大学院」ではなく、法学部の上にちゃんと法科大学院を載せた大学院改革に過ぎないではないか。

しかし、このままでは、設立認可は望むべくもない。計画は振り出しに戻された。ここで引き下がるわけにはいかない。すぐに軽井沢で避暑中の椿寿夫先生の下に馳せ参じて懇願し、快諾を得た。

かくして、晴れて2004年、日本にただ一つの「法科大学院大学」として、新設で旧司法試験合格者を一人も輩出したことのない大宮法科大学院大学が誕生した。このような日本初のロースクールが誕生したのは、椿先生のお

急がば回れ ―夜間のロースクールで学んだ人のリアル

宮島 渉 法律事務所フロンティア・ロー代表弁護士



1. 30歳社会人、弁護士を目指す

私は、司法書士の資格を取得した後、司法書士事務所での勤務を経て、コンサルティングファームに転職した。そこで働いていた頃、「クライアントの問題をしっかりと解決するには弁護士の資格が必要だ」と実感する出来事があり、弁護士を目指すことにした。そのとき30歳だった。今さら「専業受験生」になることはできない。かといって、コンサルティングファームでは朝から深夜まで働くのが当たり前で、働きながらロースクールに通うのは無理だった。

どうしようかと思案していた時、「夜間のロースクール」があることを知った。「これなら、夕方までの仕事であれば、働きながら弁護士になれる」と思い、司法書士として独立開業し、昼は働きながら、夜間のロースクールに通うことにした。

2. 大宮法科大学院（大宮ロー）を選んだ理由と通って思ったこと

私がロースクールに入学したのは2006年だったが、当時も夜間コースを設けているロースクールは少なかった。関東では、筑波、成蹊、桐蔭、大東文化、大宮ローくらいだった。その中から大宮ローを選んだのは、「4年コース」があり、授業開始が19時以降と最も遅いため、仕事と両立しやすかったからである。

そんな現実的な理由で選んだわけだが、入ってみると大宮ローは、理論と実務を架橋した教育を通じて、豊かな教養、高い倫理観、国際的視野を備えた「優れた法曹」を育成するという「ロースクールの理念」を愚直に実践しようとしている学校であった。

教員の大半は最前線で活躍する弁護士だった。生涯の師である久保利英明弁護士にも、ここで出会った。当時から久保利弁護士はビジネスロイヤーとして超有名だったが、そんな人に好きなだけ質問をしたり、議論したりできるのだから最高だった。そんな実務家教員と接する機会が多いからか、研究者教員も頭でっかちな人は少なく、実務や社会との関係性を意識した教育を行っていた。

最も好きだった授業は、久保利弁護士の「現代弁護士論」だった。それは「弁護士はどうあるべきか?」「弁護士にとって最も大切なものは?」「君はどんな弁護士になるのか?」を問うものだった。全講義の半分以上は、最前線で活躍する弁護士がゲストスピーカーとして登壇した。講義後には懇親会もあり、学生はゲストスピーカーを質問責めにしたり、議論を吹っ掛けたりしていた。こうした経験を通して、私は、自分がどんな弁護士になるのかを具体的にイメージすることができた。

3. 多種多様な人材と共に学んだ日々

何より大宮ローは、一緒に学ぶ仲間が素晴らしかった。夜間コースは、多種多様な人材で溢れていた。医師、アナウンサー、プログラマー、商社マン、省庁・地方自治体の職員、Jリーグの審判、金融・IT・製薬などの業界で働く人、公認会計士、税理士、弁理士など、様々な分野や業界で活躍している社会人がいた。また、外国育ち、外国勤務、外国の大学卒など、外国語が堪能で、国際情勢などに詳しい社会人もいた。

そうした社会人が、自らのバックグラウンドを活かして、「これまでの法曹が対応できず、あるいは放置してきた問題を何とかしよう」「日本の司法を良くしよう」という、強

かげである。多くの大家の先生方が研究者教員を引き受けてくれたおかげで、行政法、刑事法など基本科目の研究者専任教員も確保できた。

大宮ローは昼夜開講とし、他学部出身の法学未修者教育に特化することにした。二弁や埼玉弁護士会の弁護士教員が6割を占める異端の法科大学院となった。

IV. 大宮法科大学院大学の開学から終焉まで

1 期生の入学希望者はなんと 10 倍に

（参考『大宮法科大学院大学記念誌』168 頁）

2004 年開学初年度には 1 期生 1 年次の入学者選抜が行われ、受験者数は昼間主コース 1076 人と定員の 10 倍に、夜間主コース 529 人と合計 1605 人と募集人員の 16 倍にも上った。司法審の理念に従い、既修者コースは設けず、未修者に限定した。厳正な書類選考、面接試験を経て、入学者はそれぞれ 46 人、51 人となった。2 年目の 2005 年度（平成 17 年度）は昼夜の在籍数 191 人、3 年目の 2006 年度は 272 人に上った。

大宮の閉学

大宮法科大学院大学は 10 年間に 100 名近い司法試験合格者を輩出したものの、2015 年（平成 27 年）9 月をもって閉学することとなった。

桐蔭法科大学院と統合

その窮地を救済したのは桐蔭法科大学院であった。桐蔭も大宮と共通なのは二弁所属弁護士が中核となっている点で、大宮と桐蔭との統合は、いずれもどちらも二弁が教学に関与する兄弟校が統合したという認識の下で、教育も運営も教授会も円滑に運営された。

大宮・桐蔭ロースクールの終焉

大宮ロースクールは第三者評価でも明らかとなおり、未修者コースを中核に据え、社会人経験者や理系出身

者を優遇する理念に立脚した優れたロースクールであった。しかし、結果としてはその理想を実現するには至らなかった。その理由は当初構想された日本の法曹養成制度が変質し、文科省がロースクールを司法試験の合格率だけで評価し、ロースクールを司法試験予備校として、位置づけたことにある。

こうして、大宮も桐蔭も閉学のやむなきに至った。

弁護士が弁護士を作り、法学部出身以外の多様性を有する弁護士の大量創出により、行政主導の事前規制社会から日本の社会構造を事後監視、救済型社会へ転換しようとした司法制度改革は根幹から崩れ去った。

V. ロースクールの今後

―国民の求める法曹とは何か

今や、ロースクール経験のある新司法試験合格者は全法曹資格者の内、過半数を超えて 6 割近いと言われる。

法科大学院が司法試験予備校に堕しているとも言われるが、これは法務省・文科省が司法試験を最悪の品質保証システムとした為である。科挙や高等文官試験以来のペーパーテスト成績信仰は変化の激しい現代のリーガルリテラシーとは相容れない。司法試験合格基準で弁護士の能力を判断したら、知識を覚えて吐き出すだけの頭の固い使い物にならない弁護士を量産するに過ぎない。国民や企業が求める「社会生活上の医師」はそんな存在ではないはずである。ロースクールには新しい役割が必要であり、法曹の倫理と法学の基礎を身につけた、柔軟な思考力を備えた新規法曹を輩出するための教育機関でなければならぬ。

官僚裁判官養成システムたる司法研修所や司法修習生制度は廃止し、バイパスが今やハイウェイと化した予備試験も廃止し、弁護士資格付与に前置して、弁護士が弁護士を育成するロースクール教育の活用や有給の研修弁護士制度を今こそ実現すべき時ではなからうか。

い意気込みと夢をもって、仕事や家族を抱えながら学んでいた。そんな彼らと学ぶ日々は、発見の連続で、刺激的だった。

しかし、彼らのほとんどは、司法試験に合格しなかった。断言するが、私より頭の良い人は大勢いた。私以上に熱心に授業に取り組んでいる人もたくさんいた。だが、働きながら、大量の暗記を強いる司法試験を突破するのは、至難の業であった。彼らが法曹になっていたら、さぞ社会の役に立っていたことだろう。

これほど多様な社会人がロースクールで学んでいたことは、今では信じがたいことかもしれない。しかし、法科大学院の設立当初は、6,000人近い入学者がいて、そのうち約3,000人は社会人経験者だった。ところが今では、ロースクールで学ぶ社会人経験者は、ほとんどいなくなってしまった。これは国家的な損失である。

4. 弁護士として必要なことは ロースクールで学んだ

弁護士になるとすぐ、大宮ローで学んだ効果を実感できた。たとえば、私は弁護士1年目から、相手方代理人がどれほど大物であっても、まったく怯むことはなかった。大宮ローで、もっと凄い弁護士と議論してきたからである。

久保利弁護士の講義では、良い弁護士とは「3つのY」（勇氣、優しい心、やわらかい頭）を備えた弁護士であると教わった。そういう弁護士を目指して、今も日々奮闘している。

「専門職責任(法曹倫理)」を受け持っていた柏木俊彦学長からは、「強くなければ弁護士ではない。優しくなければ弁護士でいる資格がない」と教わった。この言葉は、いつも私の胸にある。守秘義務や利益相反規制など、世界中の弁護士が負っている義務について、その起源から紐解いて、なぜそれが必要で重要なのかを教えてもらった。

私の志は「正義の総量を増やすこと」であるが、これも元々は久保利弁護士の受け売りである。大宮ローでそれを聴いて「かっていい」と思い、自分の志だと言い続けているうちに、今では人生を懸けて追求する志に

なっている。

弁護士になると目の前の仕事に追われ、こういうことを考える時間はなかなか取れない。大宮ローで学び、考えたことが、今、弁護士としての私の「屋台骨」となっている。

5. 法律事務所フロンティア・ロー

私は、2010年に大宮ローを卒業し、その年の司法試験に合格した。現在、弁護士15年目である。弁護士になってすぐ、フロンティア・ローに入所し、今は代表を務めている。

この事務所は、「大宮ローの附属事務所」として創設された。久保利弁護士が資金を拠出し、副学長の北沢義博弁護士が所長として若手弁護士の指導に当たるというコンセプトでスタートした。虎ノ門の一等地にある「第5森ビル」に83坪の事務所を構え、大宮ロー卒の弁護士は、いわゆる「ノキ弁」として、経費負担なしで所属できることになっていた。

私は、在学中から北沢弁護士に誘ってもらっていたし、自由な働き方を求めていたので、迷わずフロンティア・ローに入所した。ところが、私が弁護士2年目の頃、北沢弁護士が急逝し、私が代表を引き継ぐことになった。

現在10名の弁護士が所属している。うち2名は学者を本業とする「客員弁護士」で、いずれも大宮ローの元研究者教員(会社法、行政法)だ。それ以外の8名は、いずれもロースクールの出身者で、うち2名は大宮ロー卒である。現在は麹町に移転したが、「フロンティア・ロースクール」と呼ばれた大宮ローの精神と北沢弁護士の思いを受け継ぎ、人の人生や企業・社会の未来を切り拓く事務所を目指している。

6. 弁護士は大人の職業—急がば回れ

今は、学部在学中に予備試験を突破して、司法試験に合格して弁護士になるのが「エリートコース」だと言われ、それを目指す人が多いと聞く。大手の法律事務所はこぞってそういう人材を採用しているそうだ。だが、そんな弁護士が、本当に社会の役に立つ優れた弁護士になる

だろうか。私はそうは思わない。もし、私が「エリートコース」に乗って弁護士になっていたら、凡庸な弁護士になっていただろう。社会はどんどん複雑多様になり、多士済々の弁護士が求められている。違いは必ず武器になる。「弁護士×○○」をいくつ持っているかが、そのまま強みになる。

久保利弁護士は「若くて優秀な弁護士はいない」と断言している。柏木学長も「古今東西、弁護士は、大人の職業だと言われている。子供にはできない仕事だ」と力説していた。弁護士は、様々な社会問題や人の心の問題に向き合う仕事だ。それには、法的な知識やスキルだけでなく、コミュニケーション能力、教養、語学力、人間力、問題解決能力などが必要だ。それらは、ペーパーテストの勉強で身に付くものではない。多様な価値観を持つ人と交わり、現地・現場・現物に触れ、社会や世界の現実の問題に関心を持ち、法律だけでなく様々な本を読むことによって、学ぶしかないと思う。

だからこそ、これから法曹を目指す人には、「エリートコース」ではなく、あえて「遠回り」をしてみしてほしい。結果的には、それが「近道」になると思うからだ。

7. 弁護士ほど素敵な仕事はない。 ただし、覚悟が必要な仕事だ

「弁護士ほど素敵な仕事はない」、私はそう断言できる。人や社会のお役に立ち、感謝され、十分な収入も得られる、そんな仕事は極めて稀である。

何より、弁護士は「社会正義を実現することを使命とする」職業だ(弁護士法1条1項)。これほど崇高な使命を与えられた職業が、他にあるだろうか。法廷のバーの中に入れるのは、原則弁護士だけだ。重大な刑事事件では、弁護人がいなければ公判を開けない。そもそも弁護士は仕事としての法律事務を独占している。

こうした特権を与えられているのだから、それを私利私欲のためだけに使ってはならないと思う。弁護士としての使命を担う覚悟がある人に、この業界に来てほしい。もちろん、初めからそんな覚悟がある人はめったにいない。私にとっての大宮ローのように、覚悟を磨く場が必要だ。そうした場は、「エリートコース」ではなく、「脇道」や「裏通り」にあるのではないだろうか。

法科大学院の「純粹未修者」への期待

中川 丈久

神戸大学法学研究科教授 / 文部科学省中央教育審議会・法科大学院等特別委員会委員



1. 未修者コースの構成

純粹未修：非法学部出身者、又は、社会人経験者……本日はこちらを取りあげる

隠れ既修：法学部出身の未修者コース入学者

現在の入学状況は別図1のとおり（文科省の公開資料）。

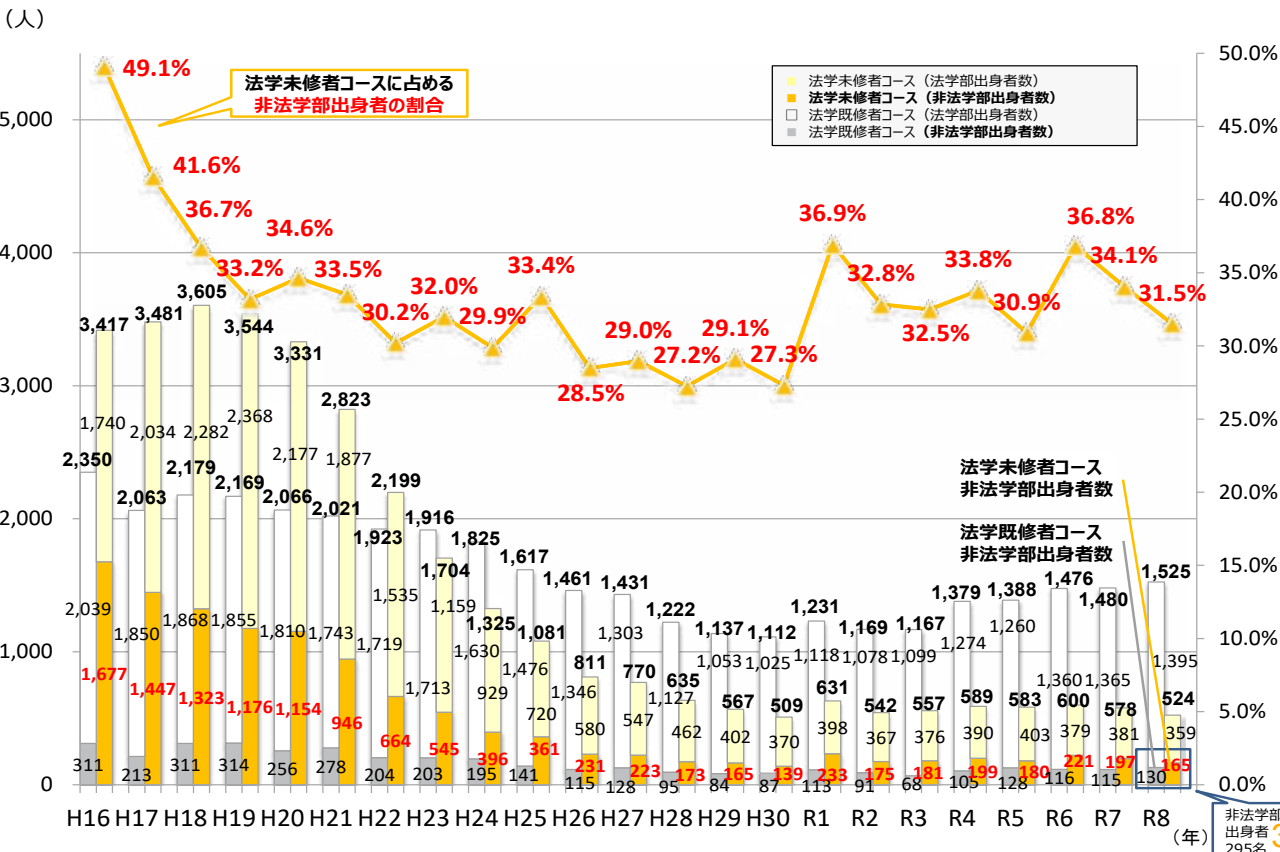
おおまかに、未修者コースの半部分が純粹未修者というイメージ。

既修者コースにも、非法学部卒、社会人経験者はいるが少ない。

【別図1】

入学者の推移（非法学部出身者関係）

令和8年4月1日現在

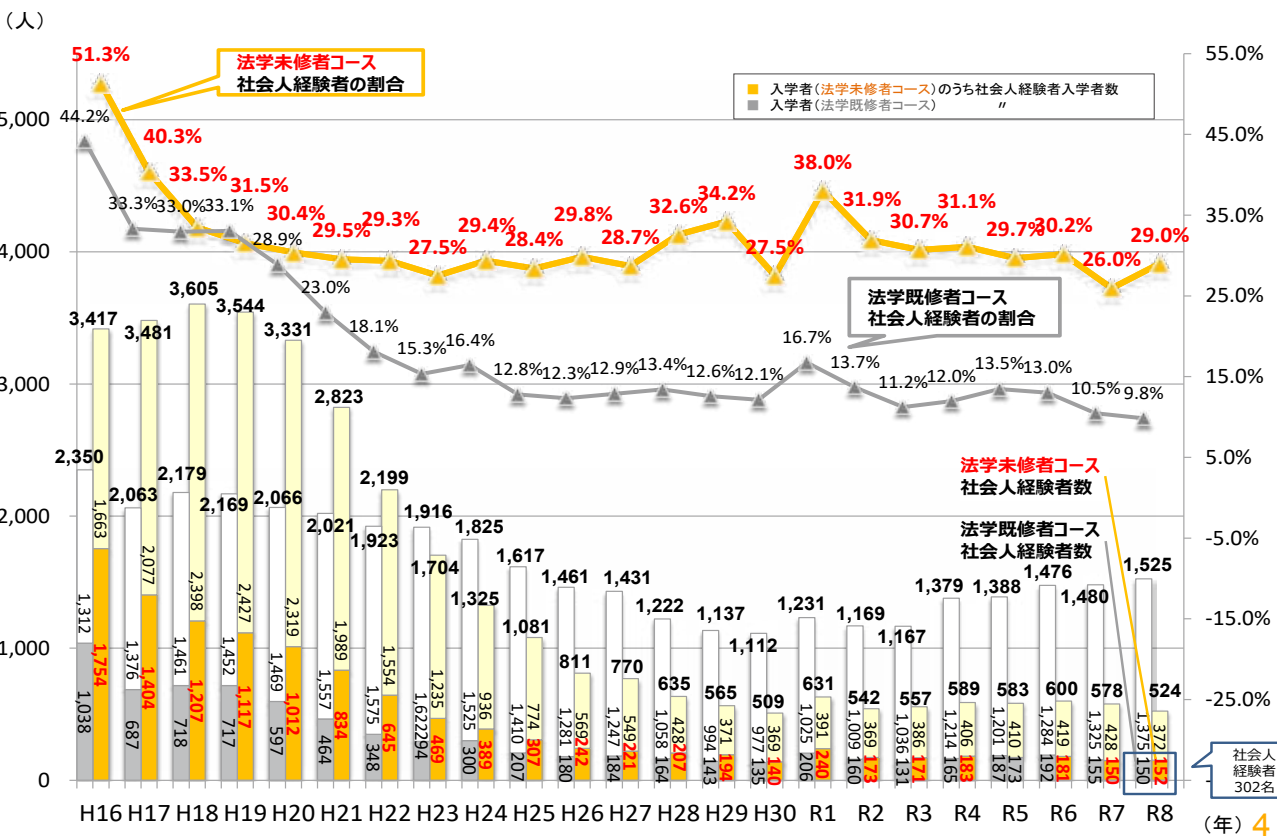


出典：第13期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会 第124回資料より

【別図1】

入学者の推移（社会人経験者関係）

令和8年4月1日現在



出典：第13期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会 第124回資料より

2. 出発時（平成16年）：法学部から切り離された法科大学院制度

- 未修者コースこそが、法科大学院制度の象徴的存在であった。
 - ①法科大学院制度は、従来型法学部教育から切り離された制度として設計されたため、未修者コースの設置は当然のことと考えられた。
 - ②未修者コースは、法曹の「多様性」を目指すという積極的理由もあった。
 - ③法科大学院が定着すれば、法学部の存在意義が小さくなると、法科大学院は未修者主体になるのではないかと考えられていた。

司法制度改革審議会意見書 2001年=平成13年

(1) 目的、理念

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする

(2) 法科大学院制度の要点

ウ 入学者選抜

- 入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。
- 多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。

入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。もっとも、これらをどのような方法で評価しまた判定に当たってどの程度の比重を与えるかは各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断に委ねられる。

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学段落階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。その割合は、入学志願者の動向等を見定めつつ、多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。

……、法学既修者に対して修業年限の年への短縮を認める法科大学院にあつては、法学既修者としての入学を希望する者には適性試験に加えて法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。……

3. 路線変更：法学部と法科大学院の一貫教育へ

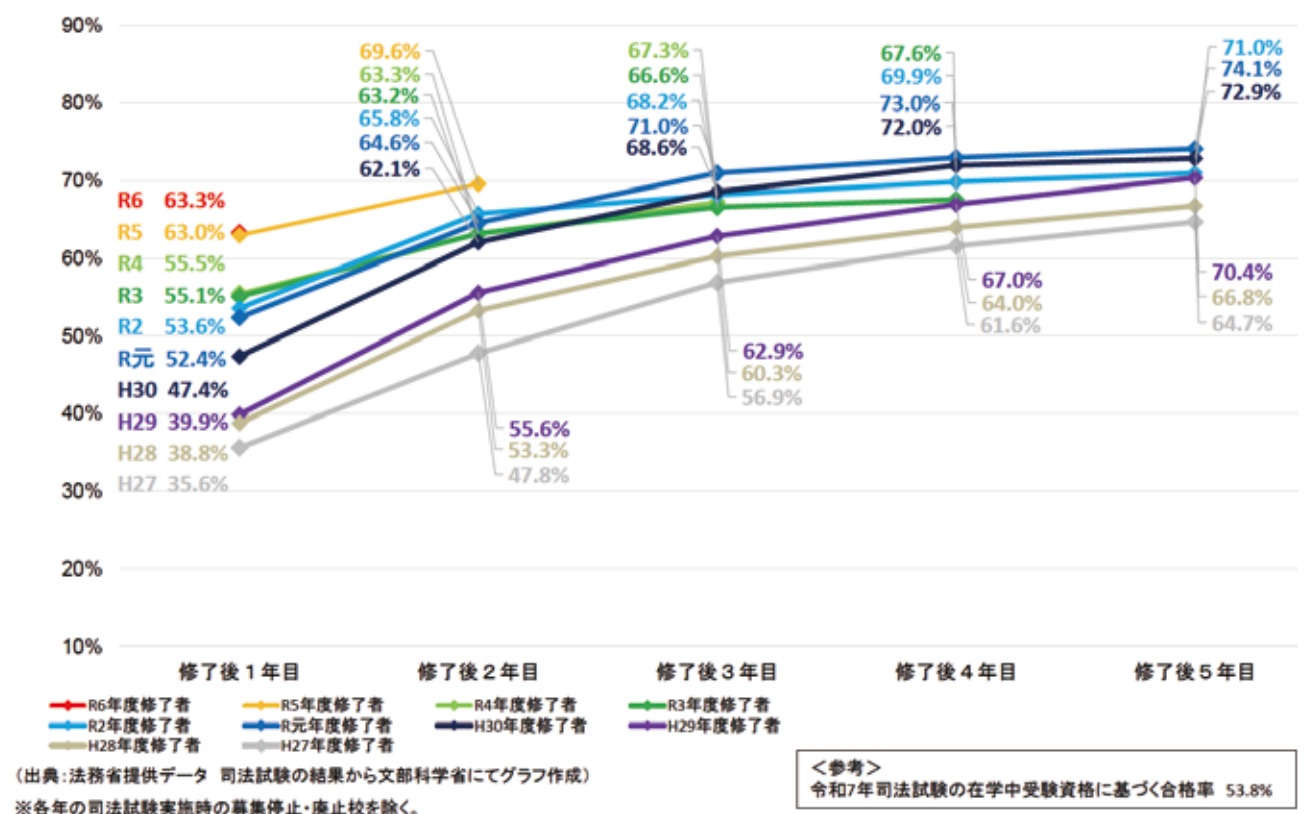
5年毎に動向をみると次のとおり。（右ページ）

I期	2004 年～ 2008 年	LS バブル、そしてすぐに変調 当初74校が開校
II期	2009 年～ 2013 年	LS バッシング 2011 年（平成 23 年）予備試験スタート
III期	2014 年～ 2018 年	LS 低迷（合格者抑制、受験者減）への危機感と対応策 公的支援見直しによる LS の選別（加算プログラム。2015 年～） 司法試験の軽量化（短答式は3科目。2015 年～） 2018 年3月文科省答申：法学部との一貫教育へ
IV期	2019 年～ 2023 年	路線変更の明確化 法学部と法科大学院の接続（法曹養成コース、2020 年～） 法科大学院在学中受験（最終学年で受験資格。2023 年～）
V期	2024 年～	LS 制度の安定（受験者増。司法試験も目標合格率に到達） LS は34校

- 第Ⅳ期に行われた工夫は、もっぱら既修者コース学生を念頭においていた。
- 法曹養成コースは、法学部と既修者コースへの接続を目指す。
- 現在は、法学部→法科大学院で効率よく司法試験合格者を生み出す方向へ大転換し、さらに在学中受験開始とあわせて、年限を短縮。
- 現在の司法試験合格率は、別図2のとおり（文科省の公開資料）。

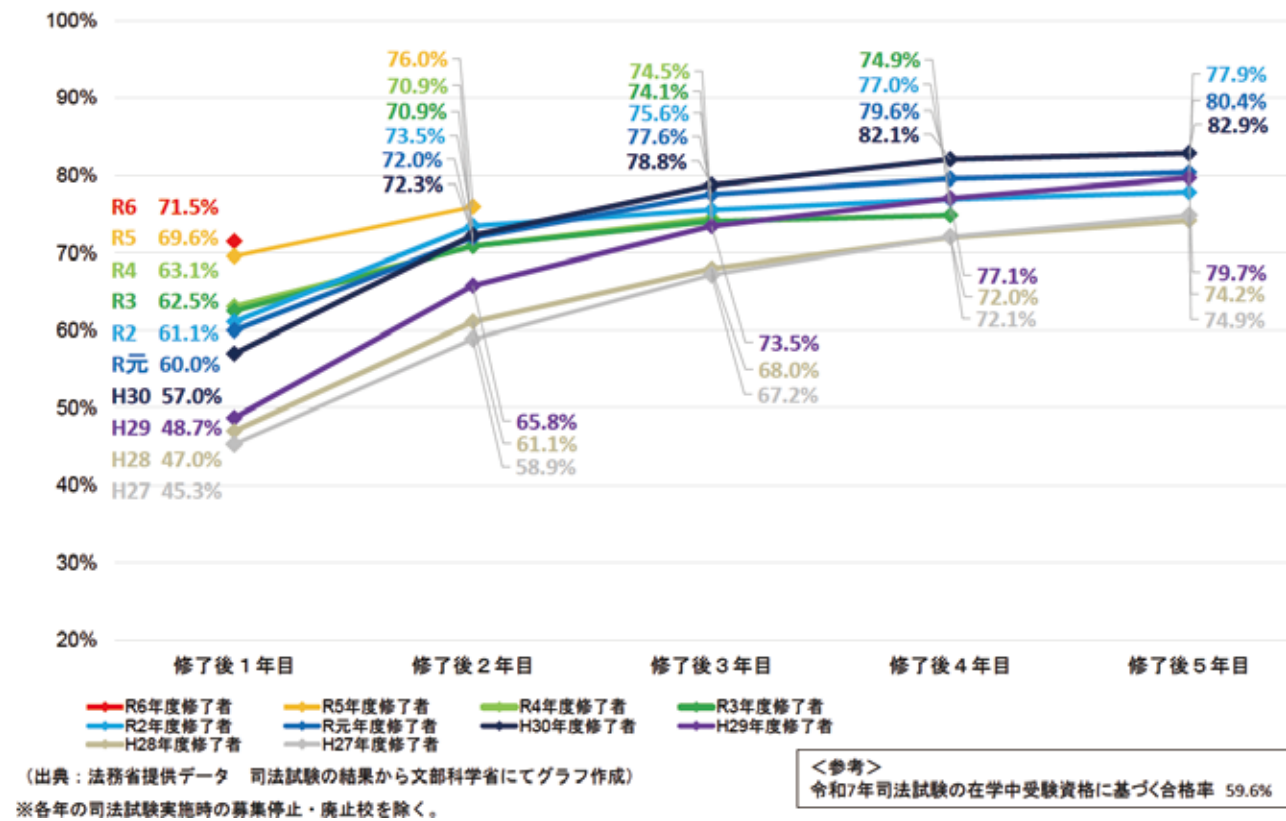
【別図2】

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）

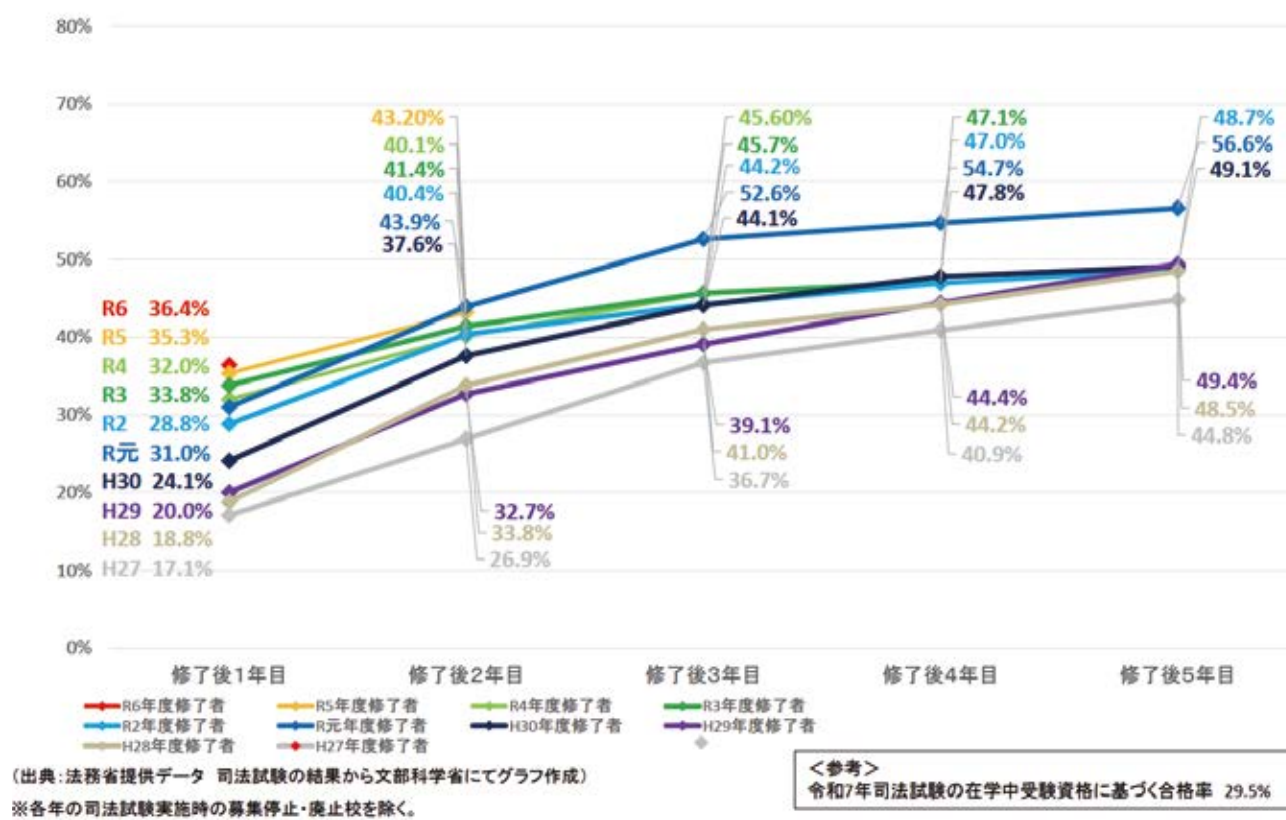


【別図2】

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）



法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）



出典：第13期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会 第124回資料より

4. 未修者コースの現在

- 第Ⅳ期以降も未修者コースへの制度的対策はない。
加算プログラムを通じて、各法科大学院が未修教育を工夫したが、おしなべて「じっくりと小人数教育をするための工夫を探る」という取組が続く。

司法試験の合格率比較

既修者コース>未修者コース

では、既修者と同じく未修者も70%を目指すべきか。

しかし、合格者数が変わらないのであれば、既修と未修のゼロサムゲーム。

- この合格率の差を大きいと見るか、小さいと見るか。

既修の最短コース

法学部3年+法科大学院（既修者） 1年半の4年半で司法試験合格

未修の最短コース

法科大学院（未修者） 2年半で司法試験合格（在学中受験）

3年半で司法試験合格（卒後翌年の受験）

未修者のほうが「超最短コース」になりうる（年齢は高いとしても）。

純粋未修の合格率>隠れ既修の合格率という傾向も指摘される。

- そもそも、既修者と未修者の合格率比較に意味があるか。

前提も期間も違うコースなのに、両者が同じでなくてはならないか。

年代別、性別、出身地域別では比較していない。

合格率をKPI化するべきか？

- 未修者コース（純粋未修）の課題は何か

①適性ゼロなのに間違っ入学している可能性

法学部という濾過プロセスを経っていないので、適性がわからない

→適性の有無は、最初の1年間でわかるのではないかな？

②既修者と合流した二年次に知識量の差に驚く

→正確な知識ではないので、学生が思うほどでの差はない（どちらも初心者）

そのことをグループ学習（+修了者メンター）で知ることができる

③就職で苦労するか

法律界へのネットワークのなさで、情報不足

→大学、修了者ネットワークでカバーできる

- 未修者コース（純粋未修）の残された課題

純粋未修の「良さ」を十分に伸ばす学習環境を準備できているか

5. 純粋未修の存在意義を明確に：「多様性」の意味

- 純粋未修者が法曹の多様性の実現に寄与したかのデータはない。
文科省も日弁連もデータを取っていない。
- 印象としては、純粋未修者が法実務の領域拡大をしている（日弁連）。
新たなニーズ、シーズを発見しやすいとの印象がある。
 - ・医師 → 院内弁護士という業務開拓
 - ・建築士 → 建築会社の社内弁護士
 - ・宇宙工学 → 宇宙分野のプロジェクトに関わる
 - ・教育学 → 学校法への取り組み
- 純粋未修の定義上、多様性に寄与すると仮定できそう。
「教室法学」しか知らない既修者コース学生との違い
 - ①価値観や問題意識の違い → 既修者と異なり、「自分だけの地盤」をもっている。
 - ②既修者よりも速習性があるかも → 「寄り道」感がロケットスタートが可能に。
- いまの未修者教育は既修者教育の圧縮版だが、純粋未修の可能性を伸ばせているか。純粋未修には、
法律ロジック（論理の顔をしたレトリック）の特性を直視した授業が必要ではないか。

法的三段論法 ← 「あてはめ」で独特な論理の飛躍がある
要件と効果 ← 黙示的要件が多い、要件と効果の融通性の高さ
社会通念 ← 突然出てくるし、中身も不明
権威（判例と通説）や法原理 ← 前提だがいつか変わる=自然科学の原理
法文書の構成方法 ← お作法（形式の修得）
- これらへの批判的疑問を持ち続けてほしい。
統計分析や人権価値の数値化を用いた法解釈の提案、他分野から見た「社会通念」のおかしさを指摘するなど、
法律論そのものへの変化に寄与してほしい。

6. おわりに

- 「法学は既知のものを研究している」?? →立法・解釈の動態性をみよ。
- 「理科系大学院では、先行研究から導かれる問題意識のもと、自らの仮説のもとに、実験をしたうえで、仮説通りの結果が出るか、その理由はなにかを検証する志向プロセス」は、法学系では、研究者大学院でやっていること。法学者はこれを日々やっている。
- 法科大学院では、先行研究を知って、事案に当てはめることまでを取りあげている。司法試験がそこまでしか求めていないから。しかしこれに飽き足りない学生は、既修者にも多い。むしろ純粋未修こそ、法学研究者になってほしい。

Session⁽⁰²⁾

切り拓いた人、 もう1つの道を 歩んだ人

理系出身の法曹がもたらす視点と
可能性を考える

理系弁護士の「科学的思考」による 問題解決術

～メーカー理系総合職で培った交渉技術が、
なぜ弁護士業務でも最強の武器となったのか～

菅原 崇 弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所 代表弁護士・所長



私は東京都の出身です。元々は医者になることを目指していましたが、学費の関係で医学部への進学は叶わず、東京水産大学（現・東京海洋大学）へ進み、食品の専門知識を学びました。医師になる夢は断たれましたが、「食えることは生きること。食品を通して、人々の健康に貢献したい」という新たな信念を抱きました。私の考える人生の喜びは目標の達成、すなわち「今の実力以上のことを望み、それをやり遂げること」だと思っています。この思いを実現するため、明治乳業株式会社（現・株式会社明治）への入社を目標に定めました。

バブル崩壊後の「就職超氷河期」という厳しい環境を突破し、第一志望であった明治にキャリア組理系総合職として入社できました。「サラリーマンをやるなら目指すのは社長」を掲げて業務に邁進し、「明治おいしい牛乳」の開発にも携わりました。牛乳は美味しくできないというのが業界の常識でしたが、「牧場で飲む牛乳は美味しい、なぜだろう」という原点の問いから、その常識を打ち破るヒントを得たのです。平日は誠心誠意仕事に励んで昇格試験にも合格し、週末は旅行やスキーを楽しむ充実した日々を送っていました。この会社員時代に培ったハードネゴシエーターとしての折衝力・調整力・コミュニケーション能力が、のちの弁護士活動における最大の武器となりました。

34歳のとき、歩行中に車にはねられる事故に遭い、頸髄を損傷。四肢麻痺・常時要介護の重度障害者となってしまいました。屈強な肉体、生きがいったった仕事、アクティブな趣味、結婚の約束まで、人生のすべてを奪われる

絶望を味わいました。車椅子からの目線で社会を見上げたとき、それまで見えていなかった不条理な社会的障壁や、障害を持つ当事者の深い苦しみを痛烈に実感しました。3年間の過酷なりハビリを経て復職を目指し、同僚が贈ってくれた音声認識ソフトによる書面作成能力を必死に習得しましたが、要介護での復職は認められず、2011年に退職を余儀なくされました。

再就職先が見つからない折、友人から弁護士を目指してみてもと勧められました。法律を一切学んだことはありませんでしたが、次の目標を司法試験合格に定めました。2012年、横浜国立大学の法科大学院法学末修者コースに入学しましたが、筆記ができない私が音声認識で論文試験の司法試験を受験することには前例がなく、認められない可能性が高いことが分かりました。そこで私は、「前例がないなら、修了する前に自分で前例を作ればいい」と考え、同じ法務省司法試験委員会が管轄し、受験資格の制限がない予備試験に着目しました。明治で培った交渉術を駆使して2年かけて法務省と粘り強く交渉した結果、2014年の予備試験において、ついに日本初の音声認識受験が認められ、前例を作ることができました。そして2015年、法科大学院修了と同年の司法試験を音声入力で受験し、無事合格を果たしました。

この、字が書けず本をめくことも困難な身体で「前例がない」とされた音声認識受験特別措置を勝ち取った実話を下敷きに、作家・新川帆立氏が小説『ひまわり』（幻冬舎）を執筆してくださり、読書メーター OF THE YEAR 2025-2026の総合4位に入賞しました。



幻冬社 ひまわり



読書メーター OF THE YEAR2025

合格後、要介護となった私の能力を存分に発揮できるのは、重鎮弁護士が多数在籍する大規模事務所だと考え、虎ノ門法律経済事務所を第一志望として、人生二度目の就職活動をしました。なんとか内定をいただき、司法修習を経て弁護士になりました。当事務所には元東京高裁部総括判事、元裁判所所長、元最高検検事など多彩なキャリアを持つ重鎮弁護士が多数在籍しており、難しい案件では彼らと弁護団を結成し、叡智を結集して最高品質の弁護を提供することを目標としています。私は



交渉を得意としており、㈱明治勤務時代に「ハードネゴシエーター」と呼ばれた調整力・交渉力を武器に、訴訟より短期間で依頼者にとってメリットのある示談・和解の成立を目指しています。おかげさまで全国の個人・企業・官公庁・病院からご相談をいただき、北海道から沖縄まで弁護活動を行っています。

2018年には、「弁護士の敷居を下げたい」との思いから、あえてショッピングモールの中に海老名オフィス（神奈川県海老名市）を開設しました。おかげさまで全38支店中7年連続業績1位となり、2024年には本店に「菅原崇グループ」が発足。そして2026年1月、創立50年を超え、弁護士110名以上を擁する当事務所の二代目所長に就任いたしました。創業家との血縁はありません。入所からわずか10年、積み重ねてきた努力と実績だけを評価していただいた結果だと受け止めています。

私の現在の能力は天才的なひらめきではなく、これまでの人生で積み重ねてきた努力の「質×量」の総合計だと考えています。「日々1の努力」を35年間続ければ、 $1 \times 365 \times 35 = 12,775$ という莫大な経験知の資産になります。

弁護活動以外にも、日本せきずい基金の理事長などとして障害者支援に携わり、脊髄損傷患者へのピアサポートや再生医療イベント「Walk Again」を主催しています。皆様には、ぜひ「目標を設定」し、いかなる困難に直面しても「できない理由」ではなく「どうすればできるか」を考え続けていただきたいと思います。これからも依頼者や脊髄損傷などで苦しむ患者の方々のため、公正で希望あふれる社会の実現に向けて努力を続けてまいります。

虎ノ門法律経済事務所



弁護士ドットコム 感謝の声



日本せきずい基金



理系の学びを礎として法曹界の道を志されている皆様にお伝えしたいこと

理系出身の一法曹者の25年間の経験をもとに

加古 尊温 弁護士・弁理士・薬剤師 / 加古綜合法律特許事務所 所長

1.

これから法曹界の道を歩み出される理系出身の皆様、25年という、まだまだ長いとは言えませんが、私のこれまでの弁護士経験を踏まえて、先に法曹に入った理系出身者として、短時間ではありますが、これまでの経験など踏まえて、お話しさせていただきます。ここではその一部を紹介いたします。

2.

クライアントの目的を達成・奏功させるためには、訴訟だけでなく契約書等による交渉でも、法曹人1人ではできず、クライアント等の従業員や企業内外の弁理士等と連携・共働することが必要不可欠です。理系のバックグラウンドを持つことによって、知的財産権、IT、医療、環境などの最先端分野の専門的理解だけでなく、主張や証拠を検討する上で、どのような実験や試験をどのように行うことで主張の補強や証拠になるのかなどを検討することが比較的やりやすく、クライアント等に属される技術者との協議でも、技術者特有の「共通言語」を用いることによって、複雑な技術仕様や開発現場の課題を正確に理解しやすくなります。

また、理系出身の皆様であれば、これまでの研究室での経験を通じて、実験結果をいろいろな角度から眺めて、そこから何が導かれるのか、仮説を補強するために何が足りないのかなどを常に精査するという行動が、自然と身についておられると思います。実務で必要なのは、緻密な事実認定です。事実認定に至る思考過程において、どれだけ立派な主張でも、証拠がなければ認定できないことは言うまでもないことですが、証拠を徹底的に精

査するというのが、理系で培ったこれまでの経験を通じて、より深く多面的に行うことができ、正確かつ緻密な事実認定を行うことができると思います。これらは非常に強い武器になります。

3.

もっとも、これらの武器を最大限に活かせるようにするには、日々の研鑽が不可欠です。実務経験を積むためには、場数を踏むことは必要ですが、闇雲に場数を踏んだからといって、十分な経験や知識等が身に付くものでもありません。何より、ほとんどの理系出身の皆様は、法学部に再入学されることなく、せいぜい法科大学院の講義でしか体系的に法学（判例・裁判例を含む）を学んだり議論する機会がなかったと思われますので、さらに深い法律解釈ができるようにするため、経験を得るために、法曹界に入った後も、他の法曹界の方々以上に、より一層、自習や勉強会などを通じて法学の勉強を続けることが必要となります。また、理系で学んだ知識や経験を錆び付かせないようにするために、常にアンテナを張り巡らせて、これら理系の最新の知識や経験を習得するように努める必要があります。

4.

このように、法学だけでなく理系の知識・経験を習得することを怠らず、目の前にある依頼された事件一つずつを全力で対応することを繰り返すことによって、はじめて、一般の民事事件において的確な処理ができ、また、誰にも負けないと自負できる専門分野（理系分野に限られません）を持つことができ、さらに、クライアントから厚く信頼いただけるようになると確信しています。

弁護士 × ○ ○ が必要な時代

伊藤 雅浩 弁護士 / シティライツ法律事務所パートナー

なぜ弁護士に？

私が弁護士になろうと思ったのは、法科大学院制度発足初年度の適性試験（2018年に廃止）が行われる直前の2003年の夏です。名古屋大学大学院で情報工学を専攻し、今とはまったく違うAIの研究をしていたのですが、いわば「文系就職」として1996年に米系コンサルティングファームに入りました。多少のプログラミング知識と経験があったのでシステム設計、開発にどっぷりと浸かり、法律とは無縁で、今では言えないほどの激務生活が続きました。2003年に入って仕事で大きなトラブルを経験し、人生で初めて弁護士に相談する場で「システムやITのことがまるで伝わらない」から「自分でやってみよう」という気持ちになったタイミングと、「法科大学院制度により誰でも法曹になれる」という宣伝がされていた時期が重なりました。

専門の分化が進んでいる

弁護士が増えすぎて過当競争に陥っているという話は、私が法科大学院に入ったころから言われていました。一方で、弁護士が足りないとか、専門分野が分かる人が少ないとも言われていました。うまくマッチングできていないのです。その状況は今でも変わらないと思います。この業界で「専門」というと、倒産法、労働法、競争法など、法分野で区切られることが多いのですが、世の中で起きている事象は法分野で分かれているものではありません。むしろ、業界、業種や社会問題に明るくないと、問題の本質を捉えることができませんし、何より、依頼者からの信頼を得にくいのです（「この人、わかってないな」と思われたら仕事になりません。）。私の事務所というと、

アニメ、ゲーム、スポーツ、アート、ファッション、音楽などの作品、サービスに惜しみない愛を注ぎ、業界の「中の人」に囲まれて仕事をしている弁護士が少なくありません。なので、弁護士は、法律の専門家であることは当然の前提として、もう一つの柱、「弁護士×○○」の組み合わせが欲しいところです。むしろ市場では「○○」のほうに価値があります。

私のバックグラウンドと専門性

私自身は、企業情報システムの企画、導入の現場経験から、現場の人がどんな作業をして、どんな問題を抱えているのかという肌感覚を持っているため、業界の人と同じ目線で会話をすることができます。現場を離れてから20年以上経って、技術も製品もどんどん変わっているのですが、その肌感覚は幸いにしてまだ賞味期限が残っているようです。そこを足掛かりに、サイバーセキュリティ、データやAI、ソフトウェアの知財などの近い分野を取り扱っています。

理系出身者の強み

多くの弁護士は、法学部や法科大学院を卒業してストレートに弁護士になっていますので、この「○○」の部分の取り掛かりがありません。しかし、理系出身者は、特に、研究開発などの実務を経験している人は、はじめから「弁護士×○○」を備えている可能性があります。これはあちこちで言われていることかもしれませんが、私自身が実感しています。「○○」は、自らの興味や関心、経験によって身につくものなので、まだまだAIに代替されにくいのではないかと期待も込めて思っています。

発明の利益化について

西本 慶喜 弁理士・工学修士・第 79 期司法修習生

1. 修士課程を卒業するまで

元々は博士課程に進学し、再生医療分野の研究者になることが夢でした。大学4年生から配属された研究室では毎晩遅くまで実験をしていましたが、高分子材料の調製から細胞実験に至るまで一つ一つの作業に時間がかかる一方で全く思うように成果は出ず、研究の大変さを噛みしめる日々でした。

その中で、日々研究に打ち込むポスドクや博士課程の先輩方を間近で見て、その熱量には深い敬意を抱く一方、経済的には苦勞されているように見えました。能力や経験などは申し分ないはずなのにどうしてこのような待遇なのだろう、と思ったのが正直な感想でした。

このまま進学してアカデミックな研究者を目指す場合、収入やポストの見通しが不透明でリスクが大きいと強く感じるようになりました。就職活動を行った後、内定をいただいていた再生医療分野も手掛ける化学メーカーの研究職と最後まで悩んだ末に総合商社に行くことにしました。

2. 商社在籍中に立ち上げた 特許を受ける権利の売買事業

修士課程を修了後に新卒で入社した丸紅株式会社(以下、丸紅)では、特許を受ける権利の売買事業の立ち上げに挑戦しました。着目したのは大学発の発明です。修士課程の頃に何度か学会に参加した経験から、日本の大学では予算の制約などにより、良い研究成果が得られたとしても学会発表だけを行い特許出願をしないことが多いように見受けられ、勿体ないと思っていました。そこで、以下のビジネスモデルに思い至りました。

特許出願をする予定がない大学から、学会発表前に特許を受ける権利を無償で譲り受け、丸紅を出願人として特許協力条約(PCT)に基づく出願を行い、PCT加盟国(当時153か国)において出願日の優先的地位を確保する。PCT出願を行えば得られる国際調査見解書で特許性の見込みを確かめた上で、各国においてその権利の譲渡・ライセンス交渉を行う。それによって利益が得られた場合には、特許を受ける権利の譲渡元である大学とその利益を折半する。そのようなビジネスモデルです。

各国での特許権取得手続はコストがかかるため、これを経ることなく発明を収益化することができる点と、大学側の元手が0円であることが上記ビジネスモデルの売りであり、多くの大学から反響をいただきました。

もっとも、ビジネスの王道はニーズから入ることです。そのため、シーズドリブンな上記ビジネスは社内で多くの批判を受けました。当然だと思います。しかし、自分の信念として、ニーズ起点ではない優れた研究成果を収益化したいという思いがあります。研究者一人ひとりが知的好奇心の赴くままに研究することが、回りまわって経済合理性の中では救済されない難病患者などの希望になったり、業界での予想外のブレイクスルーにつながることもあるからです(そのような自分のわがままを許してくださった丸紅の先輩方に本当に感謝です)。

最終的には、社会情勢の変化に伴う全社的な方針転換もあり、丸紅でこのようなビジネスを定着させることは叶いませんでした。一方、上記事業が打ち切られたタイミングで弁理士試験に合格したため、弁理士として働きながら発明の利益化というテーマを引き続き追い続けることにしました。

3. 弁護士として提供したいリーガルサービス

今まで弁理士として、主に依頼者の特許取得による事業活動保護という形で発明の利益化に関わってきました。来年からは弁護士として、発明の価値を社会や市場にかなげるリーガルサービスを幅広く検討していきたいです。私見ですが、発明を利益化する王道は、発明を事業化して会社を立ち上げ、その会社を経営したり売却することだと思います。もっとも、自分は、上記特許を受ける権利の売買事業のように、事業化前の発明の利益化も追求していきたいです。より簡便に利益化できる手段もあってほしいと思うからです。その際、「内容は特許出願書面のとおりです、買ってください。」というスタンスではお金を払ってくれる人はいないと思っています。権利の譲渡などに付随して、ノウハウの伝授、実験プロトコルの提供、及び発明者による具体的な実験指導などが必要になってくるはずです。その際に大事になるのは当事者間の細かい権利

義務関係の交渉だと思います。国をまたぐ場合はより難易度が高くなるため、依頼者を安心させられるリーガルサービスを磨いていきたいです。

また、組織の利益だけでなく、組織の中にいる個々の研究者の権利を大切にしていきたいです。発明を生み出すのは究極的には一人の生身の人間です。人は霞を食べては生きてはいけなし、自分らしいライフスタイルのためにも経済的利益の追求は大事だと思います。

そのため、一人の研究者が自らの才能と努力によって優れた発明を生み出したのであれば、その貢献に見合った利益を求めることは自然であり健全です。個々の研究者が正当な権利を実現できるよう、私は法的な観点から適切な支援を行いたいです。その際、個々の研究者の個性や個別事情をしっかりと受け止め、それぞれにとって最善の選択肢を共に考えられる、力強い味方となる弁護士を目指したいと思っています。

私の生存戦略

小野 渡 弁護士 / 松田綜合法律事務所・農林水産省非常勤職員

1. 弁護士を目指した経緯

私は元々文系（非法学部）の出身ですが、大学入学後、理系分野を含む様々な講義を受講するにつれて農学分野への興味が大きくなり、3年次に農学部の特設環境学専修へ進学しました。特設環境学とは、人と自然のあり方を生態学と計画学の両面から模索する学問です。私は同専修で、都市緑地や里山の生態系、そこで醸成される人々の営みに関心を抱いたのですが、ほどなくして周囲の優秀な学生との差を感じるようになり、研究に身を投じる自信を徐々に失っていきました。

そんな私にとって大きな転機となったのが、平成29年の都市緑地法改正です。民間活力を活かし、みどり豊かなまちづくりを実現することを目的とする同改正を知ったとき、研究者としてではなく、法実務の立場からでも都市緑地や里山の保全に携わることができるのではないかと直感しました。父の職業の関係で、弁護士という仕事が身近に感じられたことも大きかったです。既に直属の大学院への進学も決まっていたため非常に悩みましたが、4年次の冬、最終的に大学院への進学を辞退し、弁護士を目指すに至りました。

2. ロースクールの思い出

こうして飛び込んだロースクールは、司法試験合格という明確な目標に向かって全員が日々勉強に励む、独特の熱を帯びた空間でした。私は未修コースでの入学でしたが、想像とは異なり、同級生の大半は法学部の出身者でした。法律の知識を一定程度備えた彼らと机を並べることになり、「場違いなところに來てしまったのではないか」というきまりの悪さを感じたことを覚えています。

そんな私の心の支えとなったのは、私と同じように他学部から進学してきた同期の存在でした。多様なルーツを持つ彼らと、互いの専門分野や将来の法曹像について語り合ったことは、私の視野を広げてくれただけでなく、自身のバックグラウンドを法曹の世界でどう活かすかを見つめ直す貴重な機会にもなりました。

3. 今の事務所を選んだ理由

司法試験合格後、事務所を探すにあたって私が最も重視したのは、自分のバックグラウンドを活かせる仕事ができること、そのような志向を否定されない環境であることでした。しかし、就職活動は決して順調とは言えません。面接で自身のビジョンを伝えても、「うちではそういう分野は扱っていないし、仕事にするのも難しい」「君の期待するようなキャリアは歩めないだろう」と、採用を見送られる日々が続きました。

そのような状況の中、最後にエントリーしたのが現在の所属事務所です。心が折れかけていた面接の場で、採用担当の弁護士は私にこう言ってくれました。

「僕からすれば、君のバックグラウンドは大きな武器にしか見えない」

「うちでは扱っていない分野だけど、それを仕事にするための道を一緒に探していこう」
入所を決断するには十分すぎる言葉でした。

4. 弁護士としての活動

現在は、企業法務を中心に幅広い案件に携わりつつ、主な業務として農林水産業法務に注力しています。

農林水産業は現在、生産者の減少、CSR・ESG投資

の機運の高まり、スマート技術の導入等により、大きな変革期を迎えています。他業種から新規参入しようとする企業の関心も高く、法務支援のニーズは急速に拡大していますが、現場の実態と法規制の両方を理解している専門家は多くありません。私はそうした企業の法務支援に従事するほか、農林水産省のデジタル戦略グループという農林水産業のDXを推進する部署で、非常勤職員としても勤務しています。

また、最近では、学部時代の関心の対象であった都市緑地に関する案件や、里山の再生に関するご相談もいただけるようになりました。

5. 理系出身の弁護士であるということ

先日、学部時代の恩師に近況を報告したところ、笑いながら「どんなに逃げても、緑地は追いかけてくるね」と言われました。

客観的に見れば、私の理系としてのバックグラウンドは決して深いものではありません。それでも私は、かつて自身が専攻した学問分野に、弁護士として携わることができています。理系出身の法曹であること自体に、確かな

ニーズが存在しているのだと実感しています。

生成AIを筆頭とする情報科学技術の急速な発展によって、社会のあり方は現在進行形で大きく変化しています。弁護士という職業もまた、その影響と無縁ではられません。これからの弁護士には、単にナレッジを提供するだけではなく、いかに独自の価値を生み出すかが一層問われるのだと思います。

私が学部時代に最も強い関心を持ち、研究の対象としていたのがつる植物でした。つる植物は、自らの茎で体を支えることはできません。その代わり、他の樹木や構造物に寄りかかり、巻き付き、あるいは吸着して支持を得ながら茎を伸ばすことで生育環境を確保する、非常にしたたかな生存戦略を持っています。理系出身の法曹もまた、この激動の時代において、他の弁護士にはない独自のバックグラウンドを支えにして専門性を伸ばすことで、自らのニッチ（生態的地位）を確立し、一身に光を浴びることができるのではないのでしょうか。少なくとも私はそう信じていますし、そこに、曲がりなりにも理系出身の弁護士であること、「もう1つの道」を歩んできたことの意義があると思っています。

天文学者から法曹へ

館内 謙 弁護士・理学博士 / 弁護士法人松尾綜合法律事務所

宇宙の研究から、技術と法の間へ

高校で物理学に出会い、宇宙の法則を突き詰めたいという思いから、大学院では天文学を専攻し、宇宙や銀河の形成過程の研究で理学博士の学位を取得しました。

大学院生時代、国際学会で発表された技術が海外で商用化される事例を目の当たりにし、法的な保護やその意識がなければ、研究成果という情報の価値は簡単に奪われてしまうことを痛感しました。

その後、情報システム部門やデータサイエンティストとして企業に勤めました。当時は、鉄道の乗降履歴データの社外提供が社会的懸念から見合わせになった経緯を受けて、匿名加工データの第三者提供のあり方が社会

全体で議論されている最中でした。技術の価値を社会につなぐには法の整備が欠かせないことを、実務を通じて強く感じました。

研究の世界で見た技術の流出も、企業の現場で見たデータ活用の停滞も、根は同じでした。技術と法の間をつなぐ人材が足りていない。その役割を担いたいと思い、法曹を志しました。

理系の知識を、法曹としての強みにする

現在の業務の中心は企業法務で、特に知的財産・システム開発紛争・AI・宇宙関連の法務に力を入れています。システム開発紛争では、開発の実務を自ら経験して

いることが、争点の理解や主張の組み立てに直結しています。

理系の強みは、個別の技術知識にとどまりません。私が弁護士になる前、生成AIやLLMはまだ実務になく、私のはもっぱら機械学習を扱っていました。それでも、その仕組みを基礎から理解していたことで、現在のAI法務に対応できています。技術は次々と新しくなりますが、土台にある科学の原理は変わりません。原理から理解する姿勢があれば、初めて出会う技術でも法的な論点を見立てることができます。法がまだ追いついていない場面でこそ、理系の素養は法律家の武器になると考えています。

理系法曹の現在地

法曹を目指す理系出身者は、年々少なくなっていると考えられます。法科大学院を標準修業年限で修了した非法学部出身者は、2006年度の2,564人から2023年度には214人へと、10分の1以下に減少しました（図1）。

他方で、政府は理系人材の育成に大きく投資しています。大学生の理系専攻比率を5割へ引き上げる目標が掲げられ、博士号取得者数を約3倍とする「博士人材活躍プラン」も策定されました。背景にあるのは、成長分野の人材不足と国際競争力低下への危機感です。

国を挙げて理系・博士人材を増やそうとしている一方で、その人材が法曹へ進む道は細り続けている。この投資を生かすためにも、法曹への道を太くしていく必要があると考えています。

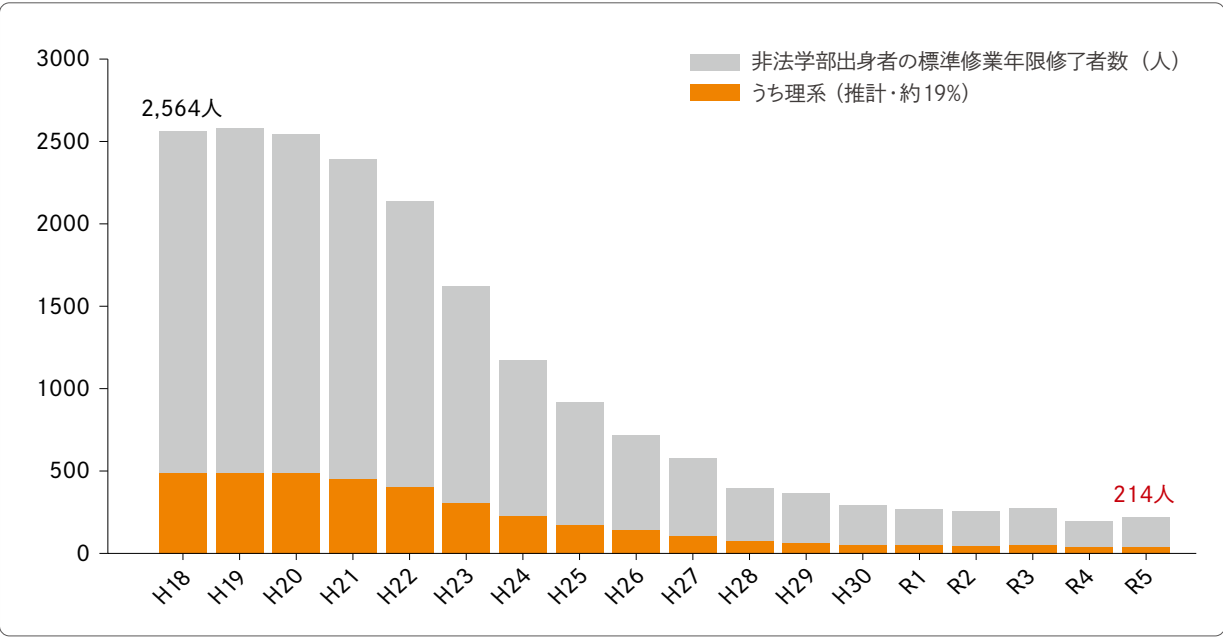
理系法曹の育成は、日本のイノベーション戦略そのもの

AI、宇宙、量子技術、ライフサイエンスなどの先端分野では、技術を理解し法と政策を設計できる人材が国の競争力を左右します。理系法曹を増やすことの意味は、法曹界の多様性を高めることではなく、日本の科学技術を世界へ届けるための国家的な基盤を整えることであり、日本のイノベーション戦略そのものなのです。

見方を変えれば、理系法曹が少ないいまは、大きなチャンスでもあります。技術の分かる法律家への需要は先端分野を中心に広がっており、理系での学びは他の誰にもない強みになります。

私自身も、先輩方が切り拓いてこられた道を学び、その背中を追いながら、科学技術と法をつなぐ新しい法曹像を示していきたいと考えています。そして、私の後に続く理系の学生や研究者にとって、「法曹」という道がごく自然な選択肢の一つになることを願っています。

【図1】 法科大学院標準修業年限修了者数の推移（非法学部出身者関係、うち理系を推計表示）



出典：文部科学省「法科大学院の設置・入学・修了等の状況」を基に作成。理系の内訳は、学部系統別データが公表された平成19・20年度の実績（非法学部出身者に占める理系の割合18.3・20.0%、平均約19%）を全年度に一律適用した推計。

理系から法学へ ～ 学び方を学ぶ ～

本田 輝人 弁護士／山本特許法律事務所

私は、もともと法曹にも漠然とした興味を持ちながらも、学部は理学部（物理系）を選びました。ドラマや小説のガリレオが流行っていた影響もあったかもしれません。入学当初は研究者の道を考えていましたが、学部2年生の後半頃、将来の進路を見つめ直す中で、研究を続けることに違和感を覚えるようになりました。一方、一般教養科目で学んだ法学に面白さを感じたことが、改めて法曹を志すきっかけとなりました。

現在は弁護士として、知的財産案件を含む企業法務を中心に幅広い業務に携わっています。実務では、理系出身であることの強みを実感する場面が少なくありません。知的財産案件に限らず、技術が関係する案件では、クライアントの技術者や弁理士の方々との意思疎通が円滑で、技術的な背景を理解しながら議論を進められることは大きな強みです。技術への理解が求められる場面では、学生時代に培った知識や考え方が今でも役立っています。

法科大学院に進学して最初に苦労したのは、法律の内容そのものよりも学習方法や試験対策でした。基本書を読んでも内容がなかなか頭に入らず、「答案を書く」とは何をすればよいのかも分かりませんでした。しかし、ある教授が小テストの採点基準を公開してくださったことをきっかけに、何が評価されるのが明確になり、思考が整理されていきました。基本書のどこに着目すべきかも分かるようになり、試験対策と興味に基づく学習との切り分けや時間配分もうまくできるようになりました。

振り返ってみると、理系分野も法学も、本質的な考え方はそれほど変わりません。最初は独特な表現や行間を読むことに戸惑いますが、現在は初学者向けの良書も豊

富です。入門書をうまく活用して基礎を身につければ、理系で培った論理的思考力は十分に通用すると感じています。

逆に、理系出身者が法学に戸惑うように、法曹の側も技術的な説明をスムーズに理解できる人はかなり限られます。そのため、裁判所に技術的な内容を説明するような場面では、相手がどこでつまづくのかを意識しながら、説明の順序や例え方を工夫することが求められます。法学に躓いた経験がある方は、相手も同じような感覚なのだと思います、説明を工夫する時の参考になると思いますので、そういった感覚は忘れないようにしておくといいでしょう。

一方で、実務を始めて強く感じたのは、法曹の仕事は最終的には人を相手にする仕事だということです。法律や技術だけで結論が決まるわけではなく、依頼者、相手方、裁判所など、それぞれ異なる立場や考え方を踏まえながら、最善の解決を探っていきます。論理的思考力はもちろん重要ですが、相手を理解し、納得してもらえる説明を考える姿勢も、この仕事には欠かせないと感じています。

特に、弁護士は依頼者の紛争や課題の解決を担う仕事であり、人と深く関わる職業です。そのため、向き不向きがあることも事実です。しかし、弁護士資格を取得すれば、弁理士として活躍する道や企業内弁護士として働く道など、将来の選択肢は広く開かれていますので、理系から法曹を目指すことを過度に恐れず、法曹という仕事に少しでも興味があるのであれば、挑戦してみても良いのではないかと思います。

数学と法律

平井 英次 弁護士／弁護士法人 関西合同事務所

数学の難しさと面白さ

私は、もともと大学院で数学の勉強をしていました。大学院では、関数解析（線形代数の無限次元版）から派生した分野の内容に取り組んでいました。無限次元になれば有限次元のときとは話が異なり、有限次元のときと比べて挙動が変わりうるというのが面白いところでした。有限次元では簡単に示せた内容が、無限次元では一つの定理を示すのにも、いくつもの補題や系を要しながら証明していくことが求められていました。数学の難しさは突き詰めていえば、抽象的過ぎるがゆえに、常に具体的に考えて理解していかないと、再現性がもてないところにあると考えています。例えば、「どうしてこの関数はこんな形で定義されているのか」を意味不明のまま進むと、何も見ずに、黒板で人に説明することができず、再現性がありません。そこには必ず意味があって、定義の前後にある有機的なつながりを理解できるかが大事になってくると思われます。ただ、これは比較的直感に結びつきやすいものであり、口頭で人に説明するのは難しいものですが…

数学と法律の関係性

数学のことを少し長々と話してしまいましたが、「数学と法律」との関係性は何だろうと考えることはあります。法律も、司法試験ではよく法的三段論法（規範→あてはめ→結論）を用いて答案を書くようにと教わります。いわば、規範が関数（公式）みたいなもので、そこに数値となる具体的事実をあてはめると、結論が数値として出力され

るみたいなものと考えられるそうです。数学っぽい気はしますが、私自身は必ずしもそうとは言えないのかなという気はしています。そもそも、数学はどこまでいっても、演繹的な論理体系の学問であり、法律での論理体系とは異なります。法律は具体的事象の中から論理的体系を構築する帰納的な学問です。法文には書かれてありませんが、とある裁判結果から一つの論理体系として認められるようになった、判例法理などが分かりやすい例だと思います。というのも、法律は、具体的事象の中から論理体系を構築しないと、今の時代や日常に即したものにはなりえないことから、具体的事象の中から吸い上げてつくるのが理にかなっているといえます。なので、私的には「数学と法律」は似て非なるものかなと考えています。

現在の着地点

今では、弁護士としての仕事をしながら、所属事務所内での事業として、今後のAIの時代に即したビジネスモデルを考えています。その中でも特に、ニーズの高まり、参入障壁の程度、AIによる代替性の有無などは考えたりしています。何が上手く行くかについては、正直言って今はまだ見えにくいと感じています。ただ、机上の空論だけにはならないように、PDCAサイクルをしっかりと回して、進み道は照らしていきたいです。暗中模索のようなところもありますが、前後での有機的なつながりを意識して、着実に紐解いていく進み方については、どこか数学論文を書くのに似ていて、日々のやりがいを感じている毎日であります。

看護師から弁護士へ —法曹界から医療界に貢献することを目指して

渡辺 成美 弁護士・看護師・保健師／平沼高明法律事務所

私は看護師として大学病院で働いた後、法科大学院に進学しました。

現在は弁護士として法律事務所に勤務し、医療機関側での医療事件を中心に、様々な業務に携わっています。

看護師から法曹を目指したきっかけ

看護師在職中、将来的には、病院という枠を超えてより広い視点で人々の健康に寄与する仕事がしたいと考えていました。その中で裁判員裁判を経験することがあり、精神疾患が犯罪にどのような影響を与えたのかを考えたことがきっかけで法律に興味を持ちました。そして、医療の知識を持つ自分だからこそ、法律の世界から社会に貢献できることがあるのではないかの思いを抱き、法科大学院への進学を決意しました。

私が法科大学院に進学した当時は、新型コロナウイルスが流行した時期でした。私は法科大学院（しかも時にリモート）で勉強していただけでしたが、医療現場で必死に頑張る同僚の姿が、法曹を目指す私を鼓舞してくれました。

理系出身者としての悩みと課題

法律には必ずしも一つの正解があるとは限らないことが、学修を始めた時から現在に至るまで苦勞の種となっています。また、看護師としての経験が医療事件や労働事件等の背景を理解することに大いに役立っていると感じる一方で、医療機関、医療従事者、患者側それぞれの

背景や事情も理解できるが故に、時に弁護士として何をすべきか悩むことが多々あります。正解がない中で一番適切と考えられる解決方法を模索し、自信を持って業務を遂行できるよう、事案の法的分析力や法的素養を培わなければならないと痛感する毎日です。

これからの目標

看護師としての経験と弁護士の仕事は異なる「点」のように見えますが、これらは今思えば「一本の線」でつながっているように感じています。看護師在職中に抱いた夢の続きなのか、今度は、医療事件という枠にとどまらず、より広く人々の健康に寄与するビジネスの世界にも法曹として携わりたいとの思いがあります。今まで描いた「一本の線」を、より長く伸ばしていくことが今後の目標です。

これから理系から 法曹を目指す方へのメッセージ

理系のバックグラウンドがあることを、私は、法曹への挑戦の「担保」と考え、実は気楽に進んできました。そのせいか、何度も心が折れそうになることがありますが、法科大学院で出会った様々なバックグラウンドを持つ方々や、中辻創智社で出会った多くの理系出身者との交流が、私にとって大きな励みになり、諦めずに歩みを進み続ける支えとなりました。

皆さんもぜひその歩みを進め、素敵な線を描いてみてください。

言語聴覚士から弁護士へ： 対人援助職としての原点

鈴木 啓文 弁護士・言語聴覚士／法テラス三重法律事務所

言語聴覚士として10年余勤務したのちに弁護士となった。言語聴覚士とは、脳血管疾患等で言語機能や嚥下機能に障害を負った患者様に対し、リハビリテーションを提供する医療職である。現在は弁護士として地方都市の法律事務所に勤めており、いわゆる「街弁」として、経済的に困窮している個人を対象に弁護活動をしている。弁護士になってまだ間がないためか、むしろ自分はまだに言語聴覚士であるという感覚すらある。

急性期・回復期の病院や、特養や老健といった介護施設、また訪問リハビリという形で利用者の自宅等でリハビリを行ってきた。言語聴覚士としての仕事にはやり甲斐があったが、将来のキャリアを考えるうえで弁護士を志した。ロースクールでは、若くて優秀な学生たちと切磋琢磨する中で自信を失いかけることもあったが、そうした優秀な友人たちに支えられ、なんとか司法試験に合格することができた。無論、財団からの経済的援助が、勉学を継続する上で大きな支えとなったことは言うまでもない。

私の弁護士としてのキャリアは、法テラスのスタッフ弁護士として始まった。経済的に困窮している個人相手の仕事である。債務整理と国選刑事弁護が主な仕事で、そこに家事事件や後見事件が加わる。地方自治体の生活困窮者支援部署や、地域包括センター、社会福祉協議会から相談が持ち込まれることも多い。対象者は、高齢であったり、精神的・知的に障害を抱えていたり、ギャンブル依存や浪費癖に苦しんでいたりと、一筋縄ではいかない人が多い。弁護士会を通じて、高齢者虐待防止チームや精神保健当番弁護の一翼を担うこともある。弁

護士としては比較的地味な仕事かもしれない。

現在の仕事に、言語聴覚士特有の知識や経験が活かしていると言われると、必ずしもそうとは言えない。失語症や高次脳機能障害、摂食嚥下障害の評価・訓練の知識や技術が求められる場面はほとんどないのが実情である。

しかし、それ以前の、対人援助職としての姿勢には、言語聴覚士のときと同じものが通底しているように思う。言語聴覚士は、1日40分から60分程度、患者様と1対1で向き合う仕事である。回復期病棟であれば、ほぼ毎日、それが2、3ヶ月続く。訪問リハビリであれば、週1、2回の付き合いが半年から数年単位に及ぶ。その中で、患者様やその家族と信頼関係を築き同じ目標に向かって進んでいくことの楽しさや、専門職として適切な距離感を保つことの必要性、そしてあくまで本人の意思を尊重する重要性を、身をもって学んだ。これは弁護士として依頼者に対峙する際の、現在の姿勢と何ら変わるものではない。そして、依頼者が人生を再建しようと、少しずつ、しかし着実に変わっていく姿を見るのは、リハビリにおいて患者様の日々の回復を見守る眼差しに近い気がする。

このように、言語聴覚士としての臨床経験は、無形の経験値として、弁護士としての現在の私にも貫かれているように感じる。これからも、独自の経験からの視点を大切にして、援助の手が届きにくい方々にも手を差し伸べつつ、弁護士としての職業人生を全うしていきたい。そして今後も、財団を通じて、多くの医療・福祉の経験者が法曹関係者として輩出されることを願っている。

技術の社会実装をサポートできるような 弁護士を目指して

森下 茉彩 弁護士

工学の学びから法律家という進路へ

学部時代に所属していた東京大学工学部システム創成学科知能社会システムコースでは、工学に加え、経済、政策、社会制度など幅広い分野を横断的に学びました。私は、特にエネルギー分野に関心を持ち、グリーン水素の利活用をテーマに、製鉄所のオペレーションシミュレーションや、水素を産業に導入した場合の経済的インパクトの分析に取り組みました。

私が弁護士を目指した原点も、学部での学びにあります。1 年生のときに知的財産に関する授業を受け、優れた技術が社会に届くまでには、研究や開発だけでなく、権利を守り、ルールを整え、事業として実現するための法的な支えが欠かせないことを知りました。これをきっかけに、技術の社会実装を法的な側面から支えたいと考えようになり、法律家の道を選びました。

エネルギー分野・テクノロジー分野を切り口に

卒業後は地元である名古屋のロースクールに進学しました。司法試験合格後は、学部の際にお世話になっていた教授からお声がけいただいて、東京大学の Mohammed bin Salman Center（通称「サウジセンター」）で、東京大学とサウジアラビアの大学や政府機関が共同で行っているプロジェクトに携わりました。脱炭素化や産業構造の転換を背景に、サウジアラビアでは AI、サイバーセキュリティ、水資源、エネルギー問題など幅広い分野への関心が高く、大きな刺激を受けました。そこで経験した、分野や国境を越えて一つのプロジェクトを進め

る楽しさと難しさは、現在の仕事にもつながっています。

現在は所属している長島・大野・常松法律事務所で、不動産・エネルギー分野の案件を中心に、知的財産やテクノロジーに関わる案件にも携わっています。エネルギーインフラや不動産開発などの大規模プロジェクトでは、契約、許認可、事業スキームなど、様々な法的論点の一つずつ整理し、事業の前進を支えます。クライアントが長い時間をかけて築き上げる大切な事業に伴走し、その実現に少しでも貢献できたと感じる瞬間に、大きなやりがいを感じます。

技術は、それだけでは社会に根付きません。多くの人や制度と結びつき、継続して使われる仕組みになって初めて、暮らしや産業を変える力になります。これまでの経験で培った、技術を社会全体の中で捉える視点を大切にしながら、これからも技術の社会実装を、弁護士として支えていきたいと思っています。

末筆ながら、弁護士を目指すにあたり、温かく支えてくださった中辻創智社の皆様に、心より御礼申し上げます。



King Saud University にて



リヤドの町並み

「狭い世界」から「広い世界」へ — もう一つの道の先に見えた景色

齋藤 真司 弁護士・弁理士／TMI 総合法律事務所

私は大学で機械物理工学を学び、メーカーの技術者として社会人生活を始めました。理系から法曹へ——まさに本シンポジウムの掲げる「Another Road」を歩んできた一人として、この道の途中で私自身が感じたことを、ささやかながら記させていただきます。

弁護士になる前

— 狭くとも、確かに深かった世界

新卒で入社したメーカーでは、八年間、ほぼ一つの技術分野に向き合い続けました。自社の取り扱い製品と顧客に向き合い、真剣に格闘する日々は、専門性を鍛えるうえで得がたい時間だったと思います。ただ、いま振り返ると、当時の私が接していたのは、同じ技術を共有するごく限られた人々の世界でした。扱うテーマは深いけれど、関わる業界も、出会う人の顔ぶれも、驚くほど狭い。しかも当時の私は、それが当たり前だと思い込んでいて、その狭さ自体に気づいてすらいませんでした。

弁護士になってから

— 世界が一変した

法曹の道に進んでいま実感しているのは、「世界が一気に広がった」という一点に尽きます。

弁護士として関わる案件は、知的財産をめぐる紛争・

訴訟や契約にとどまりません。移動体通信、衛星ブロードバンド、ソフトウェア、製造業、建設業、スタートアップ——一つの案件を担当するたびに、まったく異なる業界の最前線に立つ方々と、机を並べることになります。技術者、経営者、行政の担当者、海外の弁護士。昨日まで名前も知らなかった分野の「当事者」と、対等に議論を交わす。そのたびに、自分の中にあった世界地図が塗り替えられていく感覚があります。

とりわけ強く感じるのは、まだ経験の浅い私のような弁護士であっても、これほど幅広い人々と巡り会える職業は、そう多くないということです。年次や実績を問わず、いきなり社会の様々な現場に呼ばれ、業界の垣根を越えて人と関わっていく。かつて「狭い世界」に深く潜っていた私にとって、これは世界観そのものを揺さぶられる体験でした。専門性という一本の確かな軸を持ちながら、無数の世界を自由に横断できる——理系出身の法曹には、その両方が許されているのだと思います。

「もう一つの道」は、決して回り道ではありませんでした。むしろ、以前よりもはるかに広い場所で自分を試せる道でした。かつての私と同じように、狭くとも深い世界に潜っている理系の方にこそ、この道の先に広がる景色を知っていただきたいと願っています。

末筆ながら、この道を選ぶ勇気を後押ししてくださった中辻創智社の皆様に、心より御礼申し上げます。

Acknowledgements

謝辞

本シンポジウムの開催にあたり、「ロースクールと法曹の未来を創る会（LAW未来の会）」より多大なるお力添えを賜りました。

代表理事の久保利英明先生、事務局長の宮島渉先生をはじめ、ご支援・ご協力を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。



「ロースクールと法曹の未来を創る会（LAW未来の会）」 <https://lawyer-mirai.com/>

本シンポジウムは、大会長の藤本一郎理事から提出された1つの企画書から始まりました。企画書のタイトルは「Another Road」でした。私たちはすぐに、この「Another Road」を大切なキーワードとして企画を進めることに決めました。

キービジュアル制作にあたり、アーティストの里永愛氏から提出された1枚の絵には、初め「道」がありませんでした。そこに描かれていたのは、理系と法曹が交わり、結びついていくイメージでした。

この絵に「Another Road」という物語を重ねたのは、中辻憲夫代表理事でした。中辻代表理事は自ら筆を取り、この絵に「道」を描き加えました。2つの円を山に見立て、理系の山を螺旋状に登るメインの道から、法曹へと向かうもう1つの道が交差点で分岐していく。その道は、初めは細くとも、法曹へ向かって伸び、その先で無限に広がっていく、そのような「Another Road」でした。

里永氏の描いた理系と法曹の交わりに、代表理事が「道」というコンセプトを加え、本シンポジウムのキービジュアルは完成しました。理系と法曹、その交差から、もう1つの道が生まれる。この絵には、本シンポジウムのメッセージが込められています。

Symposium Title

ANOTHER ROAD

This symposium explores the value of an "alternative career" — a frontier path from science to law — and its broader significance for individuals and society.

Symposium Artwork



©2026 Megumi Satonaga

Keyword “Another Road” : Ichiro Fujimoto

Artwork: 「BARROCA」 Megumi Satonaga

Visual Concept: Norio Nakatsuji

Editing: 「bright」 Kunio Tsukiyama

Design: Ami Sasaki

Copywriting: Kanata Yamaguchi